



DISCLOSURE 2022

令和3年度 ディスクロージャー



この街と生きていく



栃木信用金庫

地域で一番信頼される金融機関をめざして…



当金庫のシンボルマーク



栃木信用金庫

赤は、地平線より昇る真っ赤な太陽を表し、この太陽は明日に向かうことを意味し、また血の通った人間同士のお付き合いをいつまでも続けたいとの願いを込めております。両側のとちしんカラーのオレンジは、地域とそこに生活する人々を表し、地域や人々が暖かな希望に溢れた毎日を送れるようにとの願いが込められております。中央の白は、栃木信金の頭文字の“T”をイニシャルライズしており、この白が清潔潔白に公正に事業を遂行して行こうとの決意の表明であります。

CONTENTS

- | | | | |
|----|------------------------|----|-------------|
| 2 | ごあいさつ | 12 | 商品・サービスのご案内 |
| 3 | 経営理念と基本方針 | 13 | 経営管理態勢 |
| 5 | 業績ハイライト | 15 | 総代会 |
| 8 | 新中期経営計画 お客さまサポートプロジェクト | 16 | 組織図・あゆみ |
| 9 | とちしんの取り組み | 17 | 店舗・ATMのご案内 |
| 10 | 地域社会への貢献 | | |



■資料編等については当金庫ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

ごあいさつ



会員の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ウッドショック、半導体不足等の仕入コスト上昇、不安定な国際情勢等、地域のお客さまの経営環境にとって大きな変化のあった年でありました。このような状況下、当金庫においては3ヶ年中期経営計画「**ミッション2020**」の最終年度であり、経済的な打撃を受けているお客さまを支える活動に全力で取り組んでまいりました。その結果、特に事業性貸出残高が増加するなど、資金繰り支援を通じてお客さまに貢献するための行動の成果が実績として表れております。

令和3年度の業績につきましては、預金積金は期末残2,787億円（前期比+4億円）、貸出金は期末残1,222億円（前期比+24億円）預貸金とも順調に推移しました。また、経常利益は1億60百万円、当期純利益は1億18百万円、自己資本比率は5.61%となりました。

新型コロナウイルスの影響が長期化し、地域の事業者の皆さま、お客さまを取り巻く環境は先行き不透明な状況が続いております。当金庫としては、地域のお客さまの多様化するニーズに柔軟にお応えするため、新たな3ヶ年の新中期経営計画「**お客さまサポートプロジェクト**」を開始いたしました。時々刻々と変化するお客さまのニーズに適切にお応えできるよう、私たちも変化していかなければなりません。地域社会、お客さまの未来のために、役職員一人ひとりがお客さま、地域のサポート役に徹することで好循環を作り出し、地域社会の持続的な発展に貢献していく所存です。

今後とも引き続きまして、「**とちしん**」へ一層の支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

理事長 **伏木昌人**



経営理念と基本方針



経営理念と基本方針

■ 経営理念

- 一、とちしんは地域の皆様との信頼関係を大切にし 地域社会の発展に貢献します
- 一、とちしんの職員は人格の向上に努め 積極的で明るい職場形成に努めます
- 一、とちしんは堅実経営に徹し より強固な経営基盤の構築に努めます

■ 基本方針

地域で一番信頼される金融機関を目指します

■ 当金庫の目指す姿

- お客さまの立場に立ったサービス第一主義の徹底を図ります
- お客さまのご支持・信頼の更なる向上を図るため「おもてなしの心」を持ち、健全・堅実・安全と評価される金融機関を目指します



コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努め金庫の社会的責任を果たします。

倫理綱領

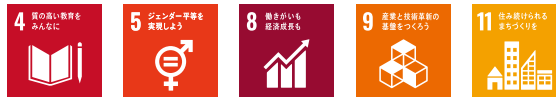
- 一、私たちは地域の最良のパートナーとして社会的役割を自覚し行動します
- 一、私たちは法令、規則等を遵守し何事にも明るく積極かつスピーディーに行動します
- 一、私たちは金庫の社会的信頼と繁栄のため、お客様に明るい笑顔と感謝の心をもって行動します
- 一、私たちは地域社会の一員として誇りと、信念を持ち高い目標に向かって行動します
- 一、私たちは金庫人として社会的批判、疑問を持たれることなく健全、公正に行動します

栃木信用金庫SDGs宣言

栃木信用金庫は、国連が提唱する「SDGs (持続可能な開発目標)」を金庫経営に反映し、相互扶助の精神に適った地域のお客さまのサポート役、そして最良のパートナーとして、地域の持続的な成長に貢献してまいります。



1. お客さまの未来のために



2. ふるさと、この地域の未来のために



3. 自分自身の未来のために



金庫概要 (令和4年3月末)

- 名 称 栃木信用金庫
- 所 在 地 〒328-0015 栃木県栃木市万町9番28号
- 創 立 昭和3年6月15日
- 出 資 金 15億53百万円
- 預 金 量 2,787億円
- 貸出金量 1,222億円
- 役職員数 205人
- 店 舗 数 15店舗

役員 (令和4年6月末)

- 理 事 長 (代表理事) 伏木 昌人
- 専務理事 (代表理事) 生出 栄
- 常務理事 須田 篤志
- 常務理事 橋本 正義
- 常勤理事 増田 和浩
- 非常勤理事 大平 正夫
- 常勤監事 嶋田 隆夫
- 非常勤監事 伊沢 正吉

(注1) 監事・伊沢正吉は、信用金庫法第32条第5項に規定する員外監事でありませう。
 (注2) 理事・生出栄、大平正夫は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事であります。

金庫の主要な事業の内容

- 預金業務
当座預金、普通預金、総合口座、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
- 為替業務
内国為替業務として送金為替、当座振込、代金取立等を取扱っております。
- 貸出業務
手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越、事業者カードローン、個人向け各種ローン、独立行政法人住宅金融支援機構等各種代理貸付を取扱っております。
- 附属業務
日本銀行歳入代理店及び地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入代理業務及び株式配当金・公社債元利金の支払代理業務、保護預かり及び貸金庫業務、有価証券の貸付、債務の保証、公共債の引受、国債及び証券投資信託の窓口販売、保険業務、スポーツ振興くじの払戻し等の業務を取扱っております。



業績ハイライト



事業の概況

金融経済環境

令和3年度の金融経済環境につきまして、年度当初は新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言等が断続的に発出されたことなどから、景気は力強さを欠く展開となりました。その後も、先進国における物流の停滞や労働力不足等による供給制約、世界的な経済活動の再開による資源価格の上昇等により、輸出や生産が減少することとなりましたが、国内でのワクチン接種の進展による経済活動の再開に伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きとなりました。

年度後半からは、ウクライナ情勢等を受けた資源価格上昇の影響も加わり、世界各国で急速にインフレが進化したことを受け、先進国の金融政策は引き締め方針に転換することとなり、急激な円安の進行と資源価格の上昇が我が国の景気を下押しすることとなりました。世界情勢は不安定な状況が続く、資源・穀物価格の上昇や円安の進行が家計の実質所得や企業収益に対する下押し圧力を強めております。しかしながら、世界各国での行動制限の緩和により供給制約の影響が和らぐも、世界の経済活動が活発化に向かい、我が国経済も外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果に支えられて、徐々に回復していくと思われま。

事業方針

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響が続く中、供給制約や世界情勢の悪化による原材料価格の高騰等の影響が加わり、事業者の皆さまの経営環境は一層厳しさを増した1年でありました。このような環境の下、当金庫においては、1年延長した中期経営計画「ミッション2020」の最終年度にあたり、信金らしい「Face to Face」+「Heart to Heart」の行動に特化し、経済的な打撃を受けているお客さまを支える活動に全力で取り組んで参りました。その結果、特に事業性貸出残高が増加するなど、資金繰り支援を通じてお客さまに貢献するための行動の成果が実績として表れております。

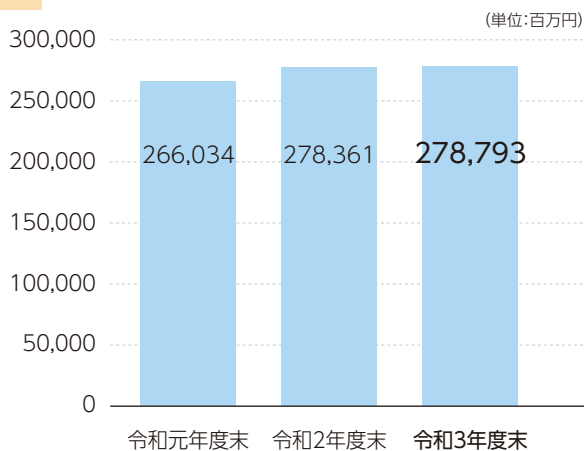
新型コロナウイルス感染拡大の長期化、緊迫する世界情勢、急速なIT化の進展など、地域の事業者の皆さま、お客さまを取り巻く環境は大きな転換期を迎え、将来の不確実性はますます高まっております。

そこで、当金庫では、お客さまの多様化するニーズに柔軟にお応えするため、事業者の経営、個人の生活、地域社会のサポートに邁進することを最大の目標として新たな3ヶ年の中期経営計画「お客さまサポートプロジェクト」を策定いたしました。そして、新中期経営計画のスタートにあたり、地元のお客さまや地域の成長と変化に、より積極的に対応される体制へと「組織改革」を実行いたしました。時々刻々と変化のお客さまのニーズにあわせ、役職員一人ひとりがお客さま、地域のサポート役に徹することで好循環を作り出し、地域社会の持続的な発展に貢献していく所存です。

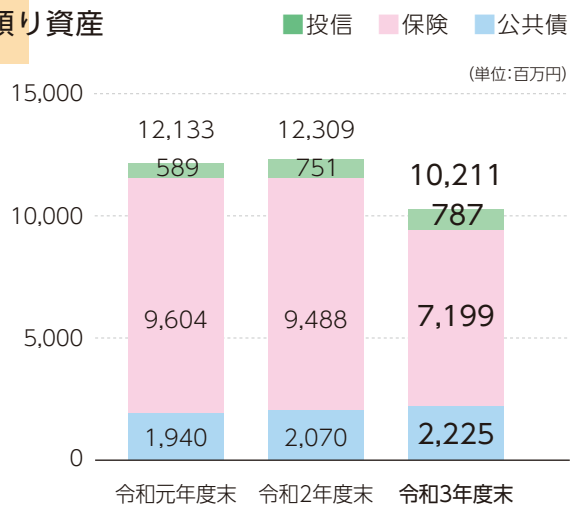


業績の概況

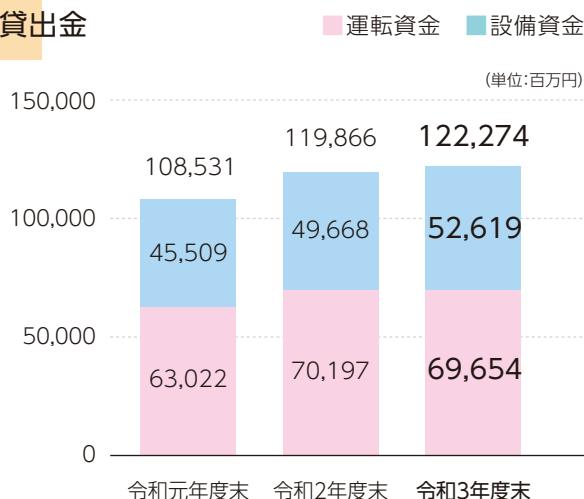
預金積金



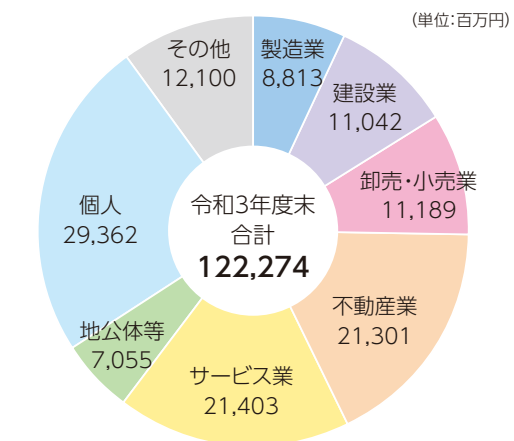
預り資産



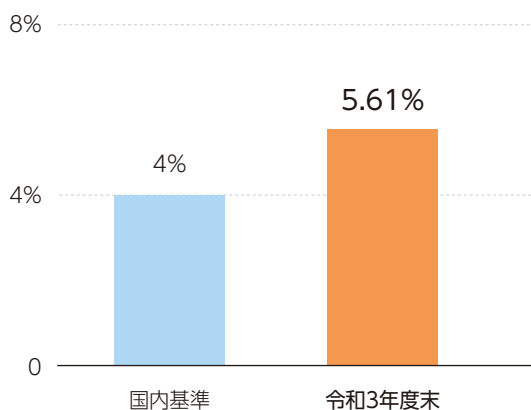
貸出金



業種別貸出金



自己資本比率



収益

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-------|-------|
| 貸出金利息 | 2,128 | 2,187 |
| 経費 | 2,232 | 2,199 |
| 経常利益 | 412 | 160 |
| 当期利益 | 339 | 118 |

業績の概況



「金融仲介機能のベンチマーク」について

とちしんは「地域社会の発展に貢献する」という企業理念の下、「地域で一番信頼される金融機関」を目指しております。その状況をお客さまにご理解いただくために「金融仲介機能のベンチマーク」の指標をとりまとめました。(令和3年度実績)

メイン先

金融仲介機能を強化するため、メインバンクを目指しております。

- メインバンク(融資残高1位)としての取引を行っている企業数(個人事業主を含む)
1,330先 (取引先に占める割合 49.4%) (共通No1、選択No2)

事業性評価に基づく融資

企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価し(事業性評価)、地元企業の発展に貢献してまいります。

- 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高
15先、24億円 (共通No5)

※()内の番号は「金融仲介機能のベンチマーク」の該当する項目番号

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

- 新規に無保証で融資した件数 357件
- 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 11.2%

- 保証契約を解除した件数 30件
- 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 0件(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)

事業再生・経営支援への取り組み

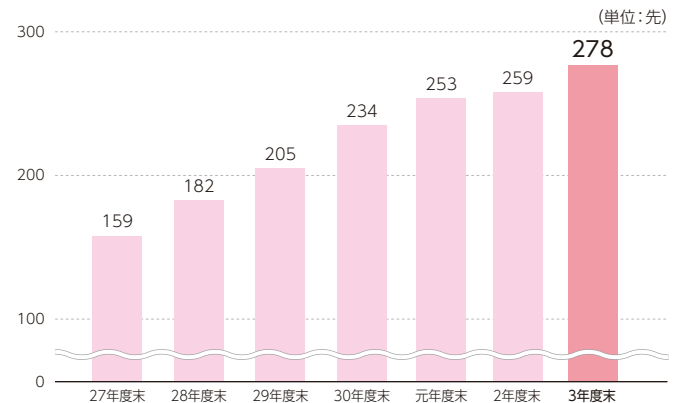
地域中小企業の経営改善支援に取り組んでいます

当金庫では、地域経営サポート部を設置し、栃木県中小企業活性化協議会等の外部支援機関や各専門家とのネットワークを活かしながら、地域中小企業の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

活用事例は、経営改善計画書の策定支援の他、工場の採算性や在庫削減の取組み支援、労務対策、営業支援等の問題解決に向けて対応しています。

事業性評価に基づく取組みにより中小企業者の皆さまの多様化・複雑化する経営課題を解決するためコンサルティング機能の一層の発揮に努め、地域密着型金融の取組みをさらに強化しております。

■外部支援機関活用による経営支援取組先数(累計)



不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権

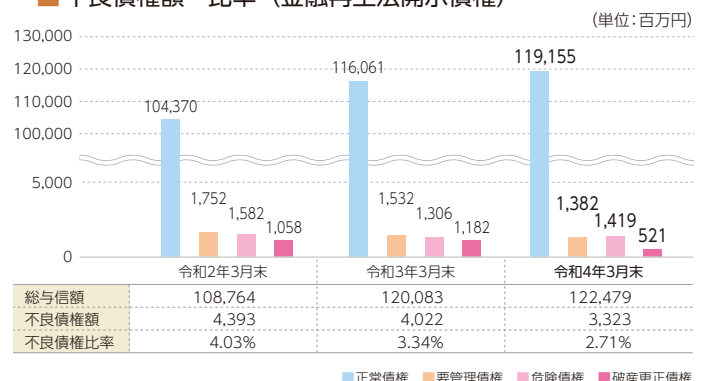
「金融機能再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」に基づく令和4年3月末の開示債権については、前期末に比べ698百万円減少し、3,323百万円となりました。

総与信額に対する**不良債権比率は、2.71%**と低水準にあります。

また、金融再生法開示債権から担保保証額および貸倒引当金合計額2,579百万円を控除した**実質不良債権額は743百万円、率にして0.60%**となっております。

また、担保保証額を全く考慮しない場合(貸倒引当金のみ控除)でも**不良債権比率は2.19%**となり、必要十分な手当を実施しております。

■不良債権額・比率(金融再生法開示債権)



■正常債権 ■要管理債権 ■危険債権 ■破産更正債権

お客さまの役に立つ行動の実行

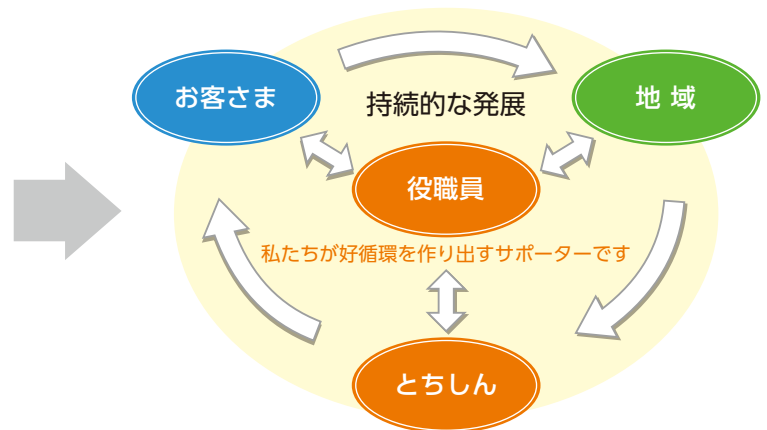
「しんきん」に求められているのは、不易流行の精神が示す、不易「変わらぬ価値」信用金庫の理念である「相互扶助」の精神です。一方、流行「お客さまの多様なニーズ」は、時々刻々と変化しています。当金庫では、「変化するお客さまのニーズにお応えする体制」を実現し、「強固で持続的な経営基盤の確立」に繋げることを目標に、2022年度より3ヶ年の新中期経営計画「お客さまサポートプロジェクト」をスタートしました。「役職員一人ひとり」が「お客さま」「地域」のサポート役に徹することで地域社会の持続的な発展の実現を目指します。

事業者のお客さまの経営サポート

- ・創業支援、成長支援
- ・資金繰り支援、経営改善支援
- ・事業承継支援、M&A支援
- ・補助金等の情報提供、活用支援

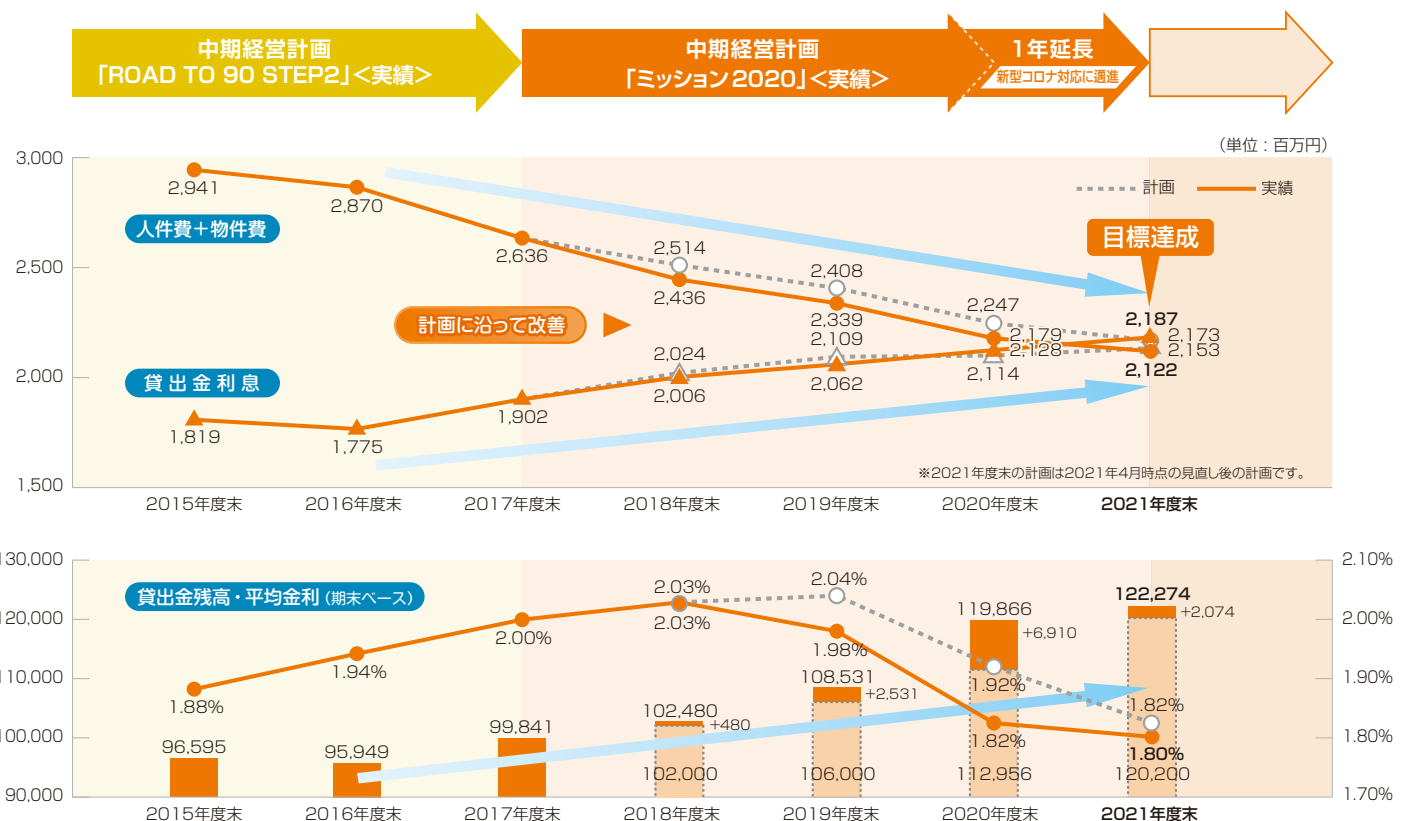
個人のお客さまの生活サポート

- ・ライフステージに応じたお手伝い
(新生活、子育て、住宅、車、教育、セカンドライフ)
- ・資産のポートフォリオ相談



前中期経営計画「ミッション2020」では、強固で持続的な財務基盤の確立に向けた目標「貸出金利息で人件費+物件費を賄う体制の構築」を達成！

前中期経営計画「ミッション2020」では、「Face to Face」+「Heart to Heart」の行動に特化し、お客さまの期待と要望に応えるとともに、強固で持続的な財務基盤の確立に向け、経営の効率化に積極的に取り組んでまいりました。その結果、お客さまの資金繰り支援を通じて、目標としていた「貸出金利息で人件費+物件費を賄う体制の構築」を達成することができました。



とちしんの取り組み

健全な職場環境づくり



持続可能な社会の実現

とちしん健康経営宣言

当金庫は役職員とご家族が心身ともに健康であるために健康維持・増進に全力で取り組み、健全な職場環境づくりを目指していくことをここに宣言します。

- 一、ワークライフバランスを促進します。
- 二、「運動」や「健康づくり」をサポートする環境を整えます。
- 三、心身の健康をチェックする態勢を整えます。

(1) 働きやすい環境づくり

有給休暇取得の推進

- ・連続休暇・アニバーサリー休暇・リフレッシュ休暇
- ・とちしんプレミアムフライデー(毎月第2金曜日)の実施
- ・毎週水曜日「ノー残業デー」の励行

(2) からだの健康づくり

特定保健指導の取組強化

部活・ウォーキングキャンペーンなど運動機会の提供
受動喫煙対策の取組み

(3) こころの健康づくり

全事業所におけるストレスチェックの実施

心の相談窓口ダイヤル「健康・こころのオンライン」の設置

「健康経営優良法人2022」の認定

特に優良な健康経営を実践している法人として、「健康経営優良法人2022(中小規模法人部門)」の認定を受けました。



ワークライフバランスへの取り組み

地域社会づくりに貢献するという企業理念の実現のため地域を担う次世代の育成に協力するとともに、職員の仕事と子育ての両立をサポートし、全職員がゆとりと誇りを持って個々の能力を職務遂行に十分発揮できるよう、一般事業主行動計画を策定し、「くるみん」取得に向けて取り組んでいます。

- 目標1 男性職員に対し、「配偶者の分娩休暇」(特別休暇)の取得者割合を、50%以上にする。
- 目標2 「子の看護休暇」取得者を年間で下記の水準にする。
男性職員：2名以上 女性職員：4名以上
- 目標3 所定外労働時間削減のためにノー残業デーを継続実施する。
- 目標4 中学生の職場見学、職場体験実施



中学校での「仕事に関する講話」での様子

「女性の活躍を推進する企業」に認定 えるぼし最高位を取得

2019年、当金庫は女性活躍に関する取組みの実施状況が認められ、優良企業マーク「えるぼし認定段階3(最高位)」を取得しました。なお、県内信用金庫初であり、全国7金庫目の取得となります。



認定証交付の様子

地域社会への貢献

お取引先への支援&情報提供活動



経営サポート

とちしん創業者特別相談会

2022年2月に創業予定者や創業後間もない事業者を対象とした「とちしん創業者特別相談会」を開催しました。参加者は創業前後の様々な課題について、相談員を務めた栃木県よろず支援拠点のコーディネーターから各々実情に応じたアドバイスを受けました。



「こたつで相談」事例研究会

新型コロナウイルス感染症により取引先は大きな影響を受けており、その危機を乗り越える為の計画を策定するスキルを身に付ける事を目的として、「こたつで相談事例研究会」を毎週行っています。2021年度の発表会では、選抜された16名の職員を2グループに分け、各々のチームが取引先の事業所1社を選定し、その企業が抱える問題点の解決策および将来への対応策を6ヶ月かけて分析し話し合った結果を発表しました。



とちしんドリームマッチング

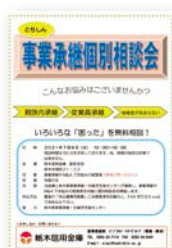
当金庫独自のビジネスマッチング企画として、(認定特非)経営支援NPOクラブと連携し、お取引先様の製品・技術を首都圏の大手企業へマッチングの橋渡しをするため、第6回目となる「とちしんドリームマッチング2021」を募集したところ、販路拡大に意欲的な23社の応募があり、NPOクラブのWEBによる審査を経て最終5社が大手企業との商談を実現しました。

2022年度は、感染症の影響を受けている企業の販路開拓を応援する為、第7回「とちしんドリームマッチング2022」を開催し、2022年7月までを募集期間とし、10月に最終選考会を行い11月より発注企業との商談を予定しております。



とちしん事業承継個別相談会

中小企業経営者の高齢化に伴い増加する事業承継問題に対応する為、栃木県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、2021年7月に「とちしん事業承継個別相談会」を開催しました。事業承継については、「いつまでに何をしたらよいか?」が解らない事業主の方が多く、相談会では色々な質問が飛び交いました。



地域社会への貢献

顧客ネットワーク化の取り組み



とちしん経済クラブ

地元企業の近代的経営体制の確立を目指す企業活動を積極的に支援するとともに、会員相互の親睦・交流を図るため、多彩な講演会やセミナー研修会を開催しています。

とちしん宇都宮経済クラブ

平成27年6月設立。宇都宮市周辺のお客さまから多くの要望があった経済クラブを設立いたしました。ビジネスをはじめ経営や経済情勢などの情報提供と交流の場として、さまざまな活動を行っております。

とちしんカトリアの会

平成23年10月5日、当金庫に関係のある女性を会員に設立。会員の相互交流により豊かな心で、企業や家庭を育むことを目的としています。

パートナーズとちぎ

次世代を担う若手経営者同士の相互研鑽、情報交換等を通じた会員企業及び地域経済の発展を目的に、平成26年4月に発足。勉強会やビジネスフェアの視察など、さまざまな活動を行っております。

地域の活性化

「SCBふるさと応援団」1千万円の寄附贈呈

信金中央金庫が創立70周年記念事業として実施する地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」において、当金庫が推薦した「渡良瀬サイクルパーク事業」が寄附対象事業に選定されました。

「SCBふるさと応援団」は、SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえ、地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を信用金庫とともに応援し、地域経済社会の発展に貢献することを目的としています。

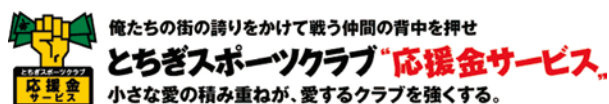
また、それに合わせて当金庫は、「渡良瀬サイクルパーク事業」で使用する備品を栃木市に寄贈いたしました。



令和4年2月21日(月)「渡良瀬サイクルパーク事業」の贈呈式

とちぎスポーツクラブ「応援金サービス」

栃木県内の参加金融機関が共同でクラブへの寄付をインターネットで受け付ける〈とちぎスポーツクラブ「応援金サービス」〉の取扱いをしております。



俺たちの街の誇りをかけて戦う仲間の背中を押せ

とちぎスポーツクラブ「応援金サービス」

小さな愛の積み重ねが、愛するクラブを強くする。

ホームページアドレス <https://www.tspo-ouen.jp/>

オフィシャルスポンサーとして栃木のプロスポーツを応援

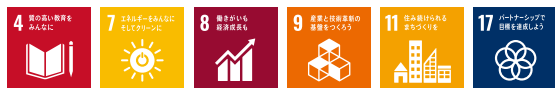


©TOCHIGI SC



商品・サービスのご案内

誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまのライフステージによる異なる様々なニーズにお応えする商品の提供に努めてまいります。



資産形成期

〈預金・資産運用商品〉

- 定期預金
- 定期積金
- 個人向け国債 (変動10年、固定5年、固定3年)
- 一般NISA・つみたてNISA
- 投資信託
- iDeCo (個人型確定拠出年金)
- 保険商品

〈融資商品〉

個人ローン

- とちしん住宅ローン
- とちしんリフォームプラン
- とちしんカーライフプラン
- とちしん教育プラン
- とちしんフリーローン
- しんきんカードローン

とちしん職域サポートローン

職域サポート契約先の経営者・従業員様限定

とちしん生活資金支援ローン

新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客さまで、2022年9月30日までの限定

中小企業向け融資

- 即決君3兄弟 (ビジネス活性化資金)
- 栃木県信用保証協会の各種保証制度
- 県や市・町の各種融資制度

契約までご来店不要  **0120-12-6118**

FAX仮審査24時間受付OK! FAXの場合 (とちしん住宅ローンを除く)

仮申込書は店頭または当金庫ホームページにてご請求ください

セカンドライフ期

- とちしん年金定期
- とちしんセカンドライフ定期預金

便利なサービス

リースのご案内

機械設備などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース (株) をご案内します。

とちしん投信インターネットサービス

お客さまのパソコンから投資信託のお取引、各種照会ができます。

全自動貸金庫

詳しくはお近くの当金庫窓口までおたずねください。

年金のことなら



年金アドバイザー

「定年後も働いた場合や雇用保険を受給した場合の年金はどうなるの?」、「基金の請求手続きはどうしたらいいの?」等のご相談ごとに、きめ細やかなアドバイスをし、お客さまへ安心をお届けしております。

とちしん年金専用ダイヤル  **0120-29-7133**
受付時間〈平日〉9:00~17:00

とちしん投信
はこちら



各種ローン商品
はこちら



各種手数料
はこちら



詳細は当金庫ホームページをご覧ください

経営管理態勢



堅実経営に徹し、より強固な経営基盤の構築に努めます。法令・規則等を遵守し行動します。

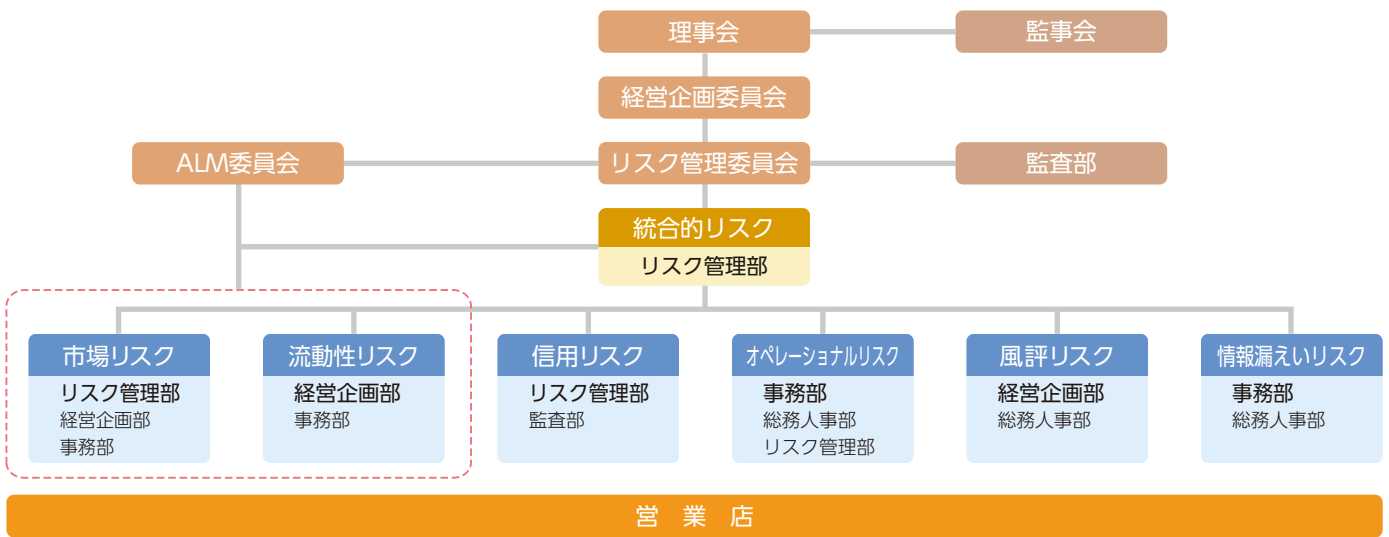
当金庫は、理事会の下、中・長期および直面するさまざまな課題の解決策を協議、検討するための機関として「経営企画委員会」を設置し、経営管理態勢の構築に努めております。

リスク管理態勢

金融自由化の進展に伴い業務分野が拡大する反面、経営が直面するリスクはますます**複雑化・多様化**し、リスク管理態勢の充実が重要な経営課題となっております。

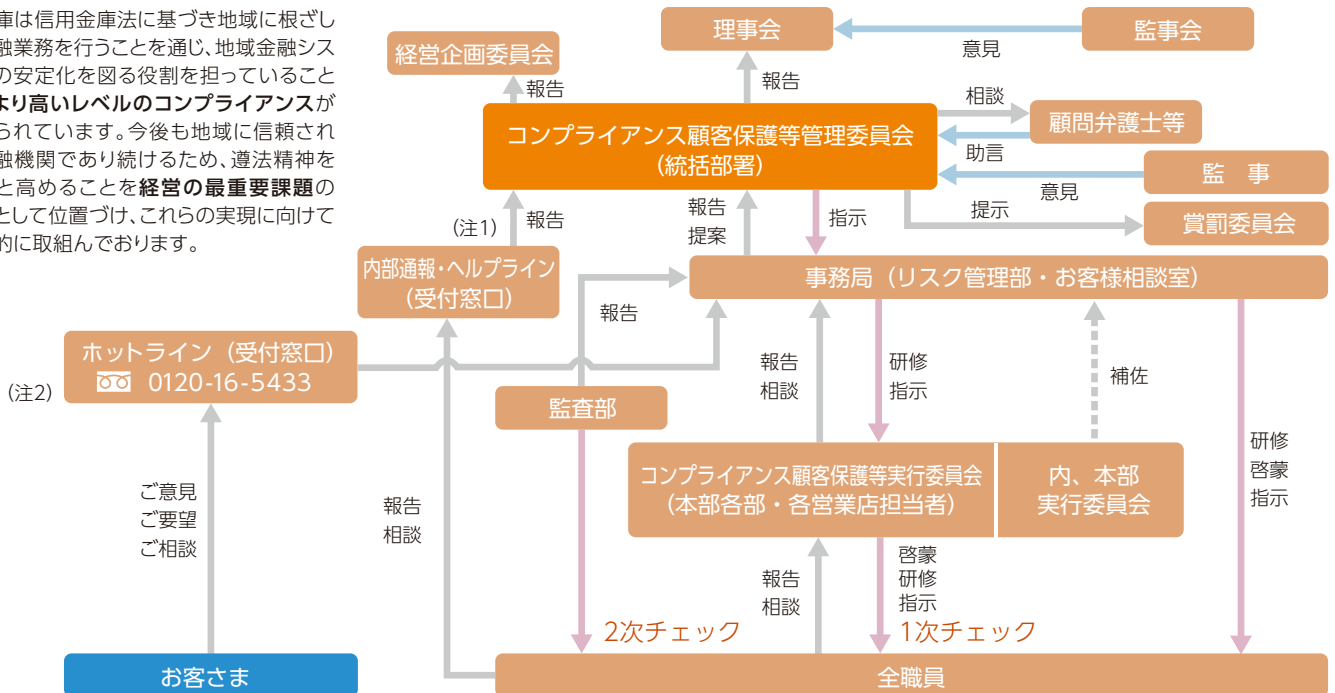
当金庫では、金融情勢の変化に適切かつ迅速に対応し、経営の健全性維持と適切な収益確保を図るため、**リスク全体を統合的に管理する態勢の整備**を目指し、管理手法の向上とスタッフの充実に取り組んでおります。

各業務において発生するさまざまなリスクを、商品・業務・組織を超えて統合的に把握し、当金庫の意思決定に必要な情報を分析する組織として「**リスク管理委員会**」を設置、リスク情報に基づく業務運営方針の策定、リスク管理態勢の高度化に関する検討を行っております。



コンプライアンス態勢

当金庫は信用金庫法に基づき地域に根ざした金融業務を行うことを通じ、地域金融システムの安定化を図る役割を担っていることから**より高いレベルのコンプライアンス**が求められています。今後も地域に信頼される金融機関であり続けるため、遵法精神を一段と高めることを**経営の最重要課題**の一つとして位置づけ、これらの実現に向けて積極的に取り組んでおります。



(注1) 内部通報及びヘルプラインとは、法令違反、規定違反、倫理的に問題がある事項等の不正・問題行為を職員が発見した場合の報告・相談窓口（「ハラスメント相談・苦情」を含む）相談窓口は、内部通報制度の充実という観点から、本部の担当職員に2名の顧問弁護士を加え職員が気軽に相談できるような受付体制にいたしました。
 (注2) ホットラインとは、お客さまからのご意見・ご要望・ご相談に関するお問い合わせ窓口です。

個人情報保護に関する基本方針 ～とちしんプライバシーポリシー～

とちしんはお客さまの個人情報を尊重し、その保護に全力を挙げて取り組んでおります。(詳細は当金庫ホームページをご覧ください)

反社会的勢力に対する基本方針

私ども栃木信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. とちしんは、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係わる契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。
その際、とちしんは、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. とちしんは、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. とちしんは、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係わる勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規制を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は裏表紙参照)またはお客様相談室にお申し出ください。

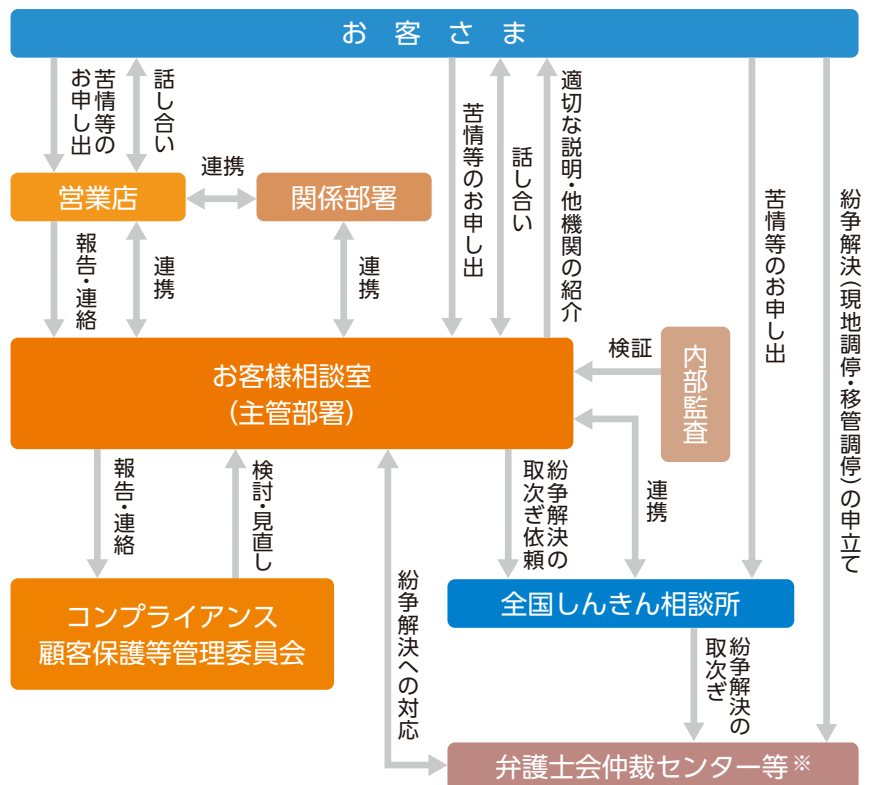
お客様相談室 ☎ 0120-16-5433

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時)にお申し出があれば、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

- 全国しんきん相談所 ☎ 03-3517-5825
- 東京弁護士会 ☎ 03-3581-0031
- 第一東京弁護士会 ☎ 03-3595-8588
- 第二東京弁護士会 ☎ 03-3581-2249

苦情等への取組体制



※弁護士会仲裁センター等

- 東京弁護士会 紛争解決センター
- 第一東京弁護士会 仲裁センター
- 第二東京弁護士会 仲裁センター
- 群馬弁護士会(現地調停)
- 埼玉弁護士会(移管調停)



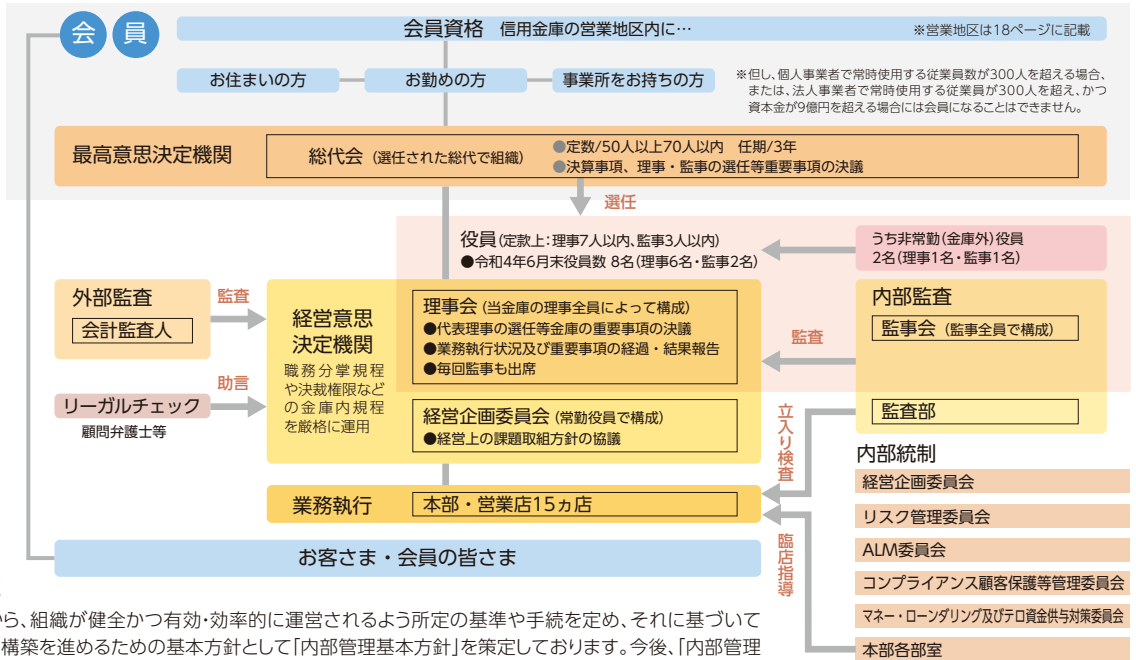
☎ 0120-16-5433

【受付時間】 平日 9:00～17:00

総代会

会員・総代会制度とコーポレートガバナンス

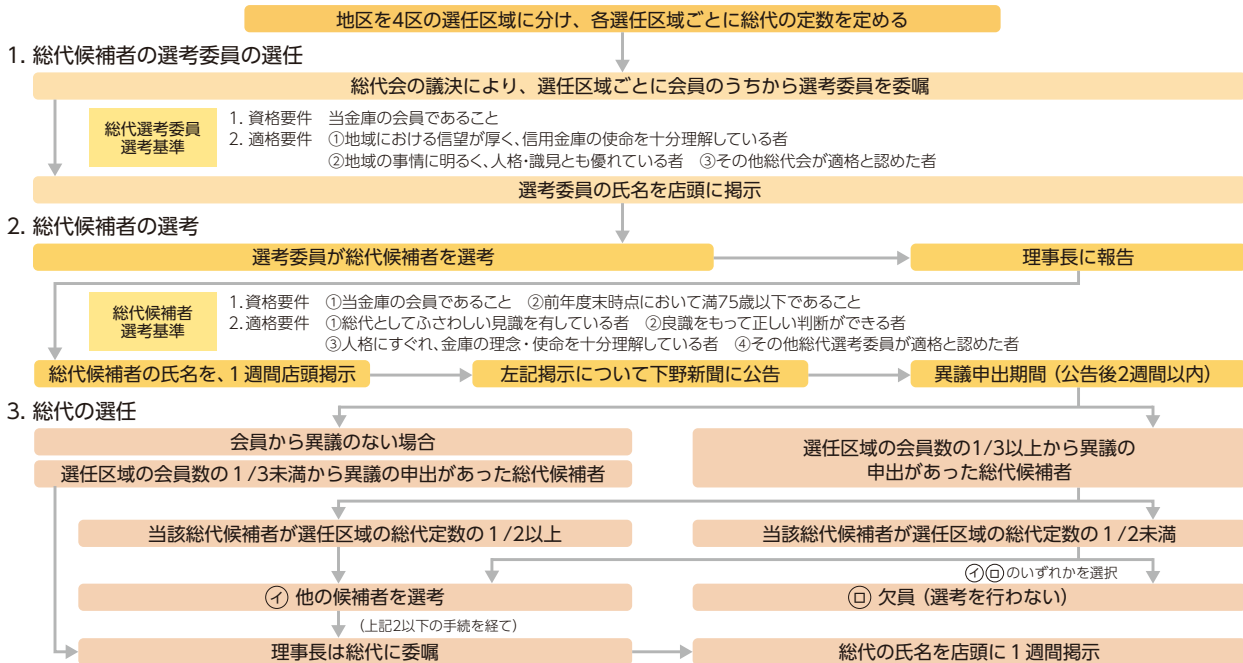
信用金庫の会員には出資口数に関係なく一人一票の議決権が与えられています。当金庫では、会員一人ひとりの意見が経営に反映されるよう、会員の中から定款の規定に従い総代選考委員を選出し、総代選考委員会において会員の総意を代表する総代を地区ごとに選任しております。当金庫では、会員全員による総会に代えて、この選任された総代で組織される「総代会制度」を採用しております。総代会は当金庫の最高意思決定機関です。当金庫の役員は、この総代会で選任されます。



「内部管理基本方針」の策定

ガバナンスの強化という観点から、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう所定の基準や手続を定め、それに基づいて管理する「内部統制システム」の構築を進めるための基本方針として「内部管理基本方針」を策定しております。今後、「内部管理基本方針」に則り、継続的に内部管理体制の整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

総代が選任されるまでの手続き



総代一覧 (66名) (令和4年6月末)

※各区五十音順、敬称は省略させていただきます。 ※ ()内の数字は総代就任回数です。

●第一区15名

会員数 4,560人 会員構成比 27.1%

池添 亮 (7) 針谷 哲也 (2)
石塚 高子 (4) 福島 鉄典 (5)
植原 和信 (7) 松倉 敬士 (7)
大阿久直幸 (2) 峰岸 正長 (1)
落合 清 (7) 茂呂 健市 (9)
加藤 正 (5)
関口 佳市 (7)
竹澤 榮治 (5)
田名綱文男 (8)
野田 歩 (7)

●第二区20名

会員数 4,992人 会員構成比 29.7%

板倉 政幸 (2) 佐山 謙三 (4)
大阿久岩貴 (1) 田村 裕至 (7)
大木 洋 (7) 塚田 和克 (2)
大澤 光司 (7) 仲田 花絵 (1)
大竹 竜至 (7) 中島喜代典 (4)
河口 達仁 (4) 平野 和正 (7)
小池 雅弘 (4) 松倉 晃子 (1)
小林 雄一 (2) 松浦 孝佳 (4)
小又 正和 (7) 森戸 忠広 (4)
五月女善重 (4) 茂呂 章 (8)

●第三区20名

会員数 3,964人 会員構成比 23.5%

青木 栄久 (4) 佐藤としえ (6)
荒井 学 (7) 澤田 雄二 (7)
石川 尚子 (2) 篠崎 務 (1)
石嶋 洋 (7) 柴田 道夫 (1)
今泉 知明 (6) 関口快太郎 (5)
上野 勝弘 (6) 関 雅樹 (4)
加藤 圭典 (2) 田村 敬子 (1)
児玉 博利 (4) 野田 和郎 (2)
小花 伸子 (1) 本澤 崇 (1)
崎尾 肇 (1) 村上 龍也 (5)

●第四区11名

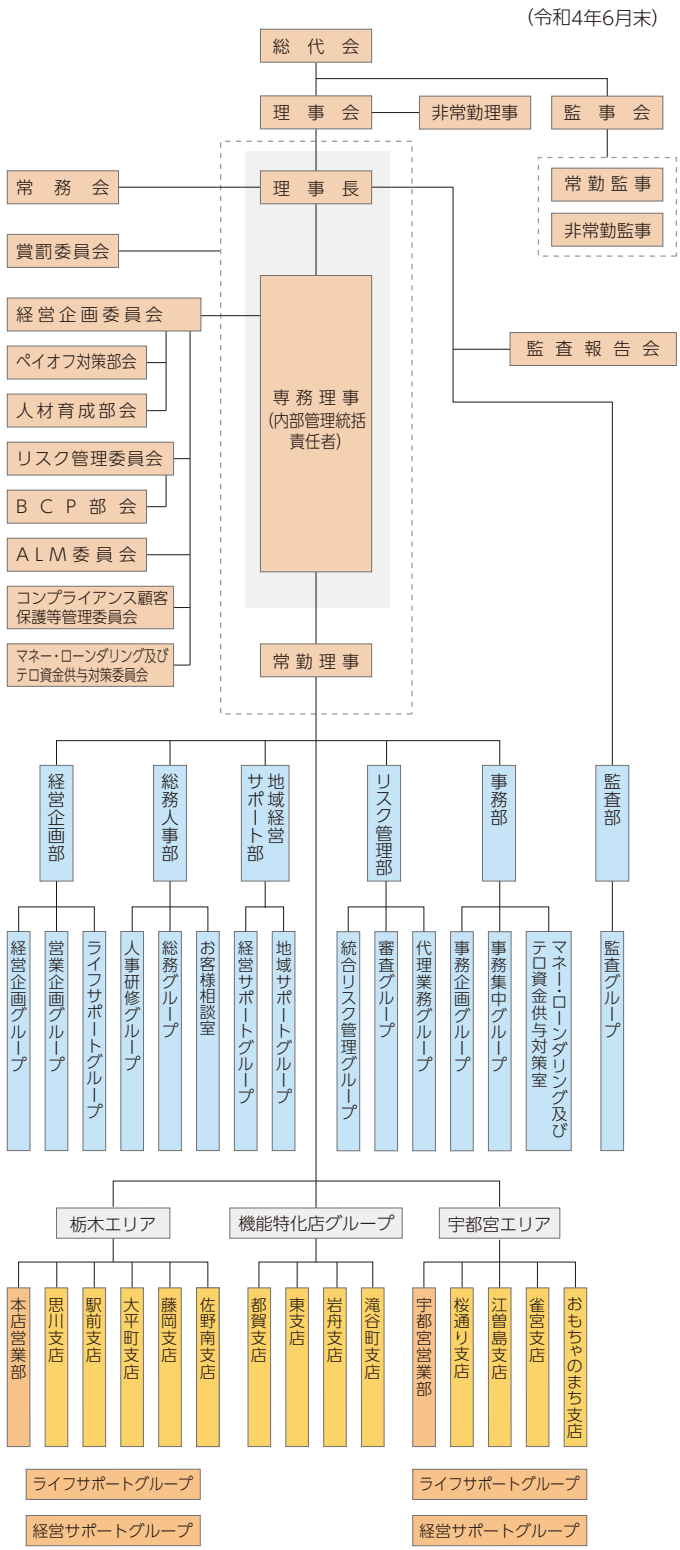
会員数 3,320人 会員構成比 19.7%

青木 貴之 (2) 松野 直之 (1)
岩崎 秀樹 (9)
大山 富栄 (4)
瀬山 昌史 (1)
川島 昭光 (7)
小井沼幹生 (7)
瀬山 昌史 (1)
高橋 芳則 (1)
田村 正敏 (7)
増子 浩司 (5)

■年代別【合計66名】 30代：1人、40代：7人、50代：32人、60代：20人、70代：6人

■業種別【合計66名】 製造業：13人、建設業：12人、卸売業・小売業：11人、学術研究、専門・技術サービス業：14人、その他：16人

組織図



あゆみ

- 昭和 3年 6月 有限責任栃木信用組合設立 (理事長/佐藤章治)
- 6年 2月 事務所を栃木町大字栃木372へ移転
- 6年 5月 毛塚源蔵理事が理事長に就任
- 12年 2月 事務所を新築、栃木町栃木371へ移転
- 15年 3月 中島武専務理事が理事長に就任
- 18年 8月 市街地信用組合法公布、同法により改組 (組合長/中島武)
- 24年 4月 中小企業等協同組合法公布、同法により昭和25年4月改組
- 27年 5月 信用金庫法公布により栃木信用金庫に改組 (理事長/中島武)
- 28年 9月 藤岡出張所設置
- 37年 2月 梨本茂治専務理事が理事長に就任
- 37年 10月 伏木貞治が理事長に就任
- 39年 11月 大平町支店開設
- 45年 2月 岩舟支店開設
- 45年 12月 藤岡出張所を支店へ昇格
- 46年 2月 大平町支店店舗新築
- 47年 12月 新栃木支店開設
- 48年 10月 藤岡支店新築
- 51年 3月 思川支店開設
- 53年 3月 駅前支店開設
- 56年 3月 西支店開設
- 57年 4月 都賀支店開設
- 57年 5月 大平南支店開設
- 58年 5月 伏木貞治理事長が会長に就任
- 58年 5月 伏木昌二専務理事が理事長に就任
- 59年 3月 おもちゃのまち支店開設
- 59年 6月 宇都宮支店開設
- 61年 4月 岩舟支店新築移転
- 61年 5月 本店営業部ジャスコ栃木店出張所開設
- 61年 7月 川原田支店開設
- 平成 元年 9月 東支店開設
- 2年 4月 本店増改築
- 4年 3月 城内支店開設
- 5年 11月 間々田支店開設
- 6年 5月 箱森支店開設
- 10年 6月 大平町支店新築移転
- 12年 6月 佐野南支店開設
- 13年 4月 藤岡支店新築移転
- 14年 2月 宇都宮信用金庫より事業の一部譲り受け (7カ店6出張所)
- 14年 2月 宇都宮支店を松原支店に名称変更
- 14年 8月 壬生支店新築移転
- 14年 12月 駅前支店新築移転
- 15年 6月 伏木昌二理事長が会長に就任
- 15年 6月 伏木昌人専務理事が理事長に就任
- 17年 6月 雀宮支店店舗新築
- 18年 10月 城内支店を駅前支店に統合
- 18年 12月 松原支店を材木町支店に統合、「桜通り支店」と名称変更し新築移転
- 19年 3月 桜通り支店材木町出張所開設
- 19年 10月 大工町支店を「馬場通り支店」と名称変更し移転
- 21年 11月 新栃木支店を本店営業部に統合
- 26年 10月 江曾島支店新築移転
- 29年 11月 箱森支店を本店営業部に統合
- 30年 2月 大平南支店を大平町支店に統合
- 30年 5月 川原田支店を本店営業部に統合
- 30年 5月 間々田支店を思川支店に統合
- 30年 6月 栃木ローンセンター及び宇都宮ローンセンター開設
- 令和 2年 2月 馬場通り支店を「支店内支店」として宇都宮営業部に移転
- 3年 9月 西支店を駅前支店に統合
- 3年 9月 壬生支店をおもちゃのまち支店に統合
- 3年 9月 馬場通り支店を宇都宮営業部に統合
- 4年 4月 宇都宮ローンセンターを栃木ローンセンターに統合



店舗・ATMのご案内

★は全自動貸金庫取扱店舗



001

本店営業部

栃木市万町9番28号

窓 口 | 平日 9:00~15:00

ATM | 2台



007

駅前支店 ★

栃木市境町21番22号

窓 口 | 平日 9:00~15:00

ATM | 3台



013

東支店 栃木ローンセンター

栃木市今泉町2丁目8番33号

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 2台



002

大平町支店

栃木市大平町富田1482番地5

窓 口 | 平日 9:00~15:00

ATM | 3台



003

藤岡支店 ★

栃木市藤岡町藤岡1172番地

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 2台



009

都賀支店

栃木市都賀町家中2332番地9

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 1台



004

岩舟支店

栃木市岩舟町静1156番地1

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 2台



006

思川支店

小山市大字大行寺974番地10

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 1台



011

おもちゃのまち支店

下都賀郡壬生町若草町1番31号

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 1台



017

佐野南支店 ★

佐野市北茂呂町1番地11

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 1台



020

宇都宮営業部

宇都宮市中央1丁目9番4号

窓 口 | 平日 9:00~15:00

ATM | 2台



022

桜通り支店 ★

宇都宮市桜2丁目7番16号

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 2台



023

滝谷町支店

宇都宮市滝谷町13番13号

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 2台



024

江曾島支店 ★

宇都宮市大和1丁目8番24号

窓 口 | 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(昼休 12:00~13:00)

ATM | 1台



025

雀宮支店 ★

宇都宮市高砂町1番9号

窓 口 | 平日 9:00~15:00

ATM | 2台

■ ATM

- 平日 8:00~19:00
- 土・日・祝日 9:00~17:00

■ 栃木ローンセンター

- 相談受付窓口
- 平日 (火・水・木・金) 9:00~15:00
- 土曜日 (要予約) 10:00~16:00
- 休業日
日曜日、月曜日、月~金曜日の祝日、
年末年始 (12月31日~1月3日)
但し、月曜日が祝日の場合は
火曜日が休業日

栃木市役所出張所

ATM | 平日 8:30~19:00
土・日・祝日
10:00~19:00

イオン栃木店出張所

ATM | 平日 9:00~21:00
土・日・祝日
9:00~21:00

かましん栃木平柳店出張所

ATM | 平日 9:30~21:00
土・日・祝日
9:30~21:00

駅前支店西出張所

ATM | 平日 8:00~19:00
土・日・祝日
9:00~17:00

営業地区及び店舗 (令和4年6月末現在)

■ 営業地区

【栃木県】

栃木市、小山市、壬生町、佐野市、宇都宮市、鹿沼市、下野市、
上三川町、真岡市、益子町、市貝町、芳賀町、高根沢町、
さくら市、矢板市、塩谷町、日光市、足利市、野木町

【群馬県】

館林市、板倉町

■ 店舗

栃木市、小山市、壬生町、
佐野市、宇都宮市



通帳・お届印・キャッシュカード紛失時の連絡先

☎ 0120-55-1350 TEL 03-6433-0641

※IP電話等で繋がらない場合

**しんきんATM
ゼロネットサービス**

しんきんキャッシュカードは、全国の信用金庫ATMで
平日の手数料が**無料**でご利用できます。

**ゼロネットタイム内では手数料無料にて
入出金にご利用可能**

サービス時間帯 **平日 8:45~18:00**

- 一部の信用金庫では、土曜日の手数料が無料となる時間帯があります。

とちまるネット

**個人用キャッシュカード
をお持ちの方へ**

足利銀行をはじめ、県内7つの提携金融機関のキャッシュカードがATM利用手数料無料でご利用いただけます。

〈ご注意〉 ・個人の口座のみ
・出金は千円単位

24時間営業(平日、土曜日、祝日)

当金庫カードでのセブン銀行、ローソン銀行ATM
ご利用時間及びご利用手数料

| お引出し・お預入れ | | |
|-----------|------------|------|
| 平日、土曜日、祝日 | 0:00~24:00 | 110円 |
| 日曜日 | 8:00~24:00 | 110円 |

- セブン銀行ATMのご利用は個人の口座のみです。
- 日曜日と祝日が重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。

ATM利用手数料

| | | 8:00 | 8:45 | 9:00 | 14:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 21:00 | |
|-------|------|---------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 平日 | お預入れ | 当庫・他信用金庫のカード | 110円 | | 無料 | | | | 110円 | |
| | | とちまるネット(※1) | 110円 | | 無料 | | | | 110円 | |
| | | ゆうちょ銀行のカード | 220円 | | | 110円 | | | | 220円 |
| | | 上記以外の金融機関(※2) | 220円 | | | 110円 | | | | 220円 |
| 平日 | お引出し | 当庫・他信用金庫のカード | 110円 | | 無料 | | | | 110円 | |
| | | とちまるネット(※1) | 110円 | | 無料 | | | | 110円 | |
| | | ゆうちょ銀行のカード | 220円 | | | 110円 | | | | 220円 |
| | | 上記以外の金融機関(※2) | 220円 | | | 110円 | | | | 220円 |
| 土曜日 | お預入れ | 当庫・他信用金庫のカード | | | 110円 | | | | 110円 | |
| | | とちまるネット(※1) | | | 110円 | | | | 110円 | |
| | | ゆうちょ銀行のカード | 220円 | | | 110円 | | 220円 | | |
| | | 上記以外の金融機関(※2) | 220円 | | | 110円 | | 220円 | | |
| 土曜日 | お引出し | 当庫・他信用金庫のカード | | | 110円 | | | | 110円 | |
| | | とちまるネット(※1) | | | 110円 | | | | 110円 | |
| | | ゆうちょ銀行のカード | 220円 | | | 110円 | | 220円 | | |
| | | 上記以外の金融機関(※2) | 220円 | | | 110円 | | 220円 | | |
| 日曜・祝日 | お預入れ | 当庫・他信用金庫のカード | | | 110円 | | | | 110円 | |
| | | とちまるネット(※1) | | | 110円 | | | | 110円 | |
| | | ゆうちょ銀行のカード | | | 220円 | | | | | |
| | | 上記以外の金融機関(※2) | | | 220円 | | | | | |
| 日曜・祝日 | お引出し | 当庫・他信用金庫のカード | | | 110円 | | | | 110円 | |
| | | とちまるネット(※1) | | | 110円 | | | | 110円 | |
| | | ゆうちょ銀行のカード | | | 220円 | | | | | |
| | | 上記以外の金融機関(※2) | | | 220円 | | | | | |

(※1) とちまるネット…右記の金融機関のキャッシュカードが対象。●足利銀行 ●佐野信用金庫 ●大田原信用金庫 ●烏山信用金庫 ●真岡信用組合 ●那須信用組合
佐野信用金庫・大田原信用金庫・烏山信用金庫は「信用金庫のカード」の時間、手数料が優先となります。
足利銀行のカードではお預入れできません。

(※2) 入金ネット加盟金融機関のみお預入れ可能です。

開示項目一覧

| | |
|--|---|
| 1. 金庫の概況及び組織に関する事項 | 4. 金庫の事業の運営に関する事項 |
| (1) 事業の組織 …………… (本編 p.16) | (1) リスク管理の態勢 …………… (本編 p.13) |
| (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 …………… (本編 p.04) | (2) 法令遵守の体制 …………… (本編 p.13) |
| (3) 会計監査人の氏名又は名称 …………… (p.03) | (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況 …………… (本編 p.07) |
| (4) 事務所名称及び所在地 …………… (本編裏表紙) | (4) 金融ADR制度への対応 …………… (本編 p.14) |
| 2. 金庫の主要な事業の内容 …………… (本編 p.04) | 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項 |
| 3. 金庫の主要な事業に関する事項 | (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 …… (p.02~05) |
| (1) 直近の事業年度における事業の概況 …………… (本編 p.05) | (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び |
| (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 | ①~④までに掲げるものの合計額 |
| ① 経常収益 …………… (p.06) | ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …………… (p.09) |
| ② 経常利益又は経常損失 …………… (p.06) | ② 危険債権 …………… (p.09) |
| ③ 当期純利益又は当期純損失 …………… (p.06) | ③ 三月以上延滞債権 (貸出金のみ) …………… (p.09) |
| ④ 出資総額及び出資総口数 …………… (p.06) | ④ 貸出条件緩和債権 (貸出金のみ) …………… (p.09) |
| ⑤ 純資産額 …………… (p.06) | ⑤ 正常債権 …………… (p.09) |
| ⑥ 総資産額 …………… (p.06) | (3) 自己資本の充実の状況 …………… (p.13~19) |
| ⑦ 預金積金残高 …………… (p.06) | (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益 |
| ⑧ 貸出金残高 …………… (p.06) | ① 有価証券 …………… (p.10~11) |
| ⑨ 有価証券残高 …………… (p.06) | ② 金銭の信託 …………… (p.11) |
| ⑩ 単体自己資本比率 …………… (p.06) | ③ 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に 掲げる取引 …………… (p.11) |
| ⑪ 出資に対する配当金 …………… (p.06) | (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …………… (p.09) |
| ⑫ 職員数 …………… (p.06) | (6) 貸出金償却の額 …………… (p.09) |
| (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 | (7) 会計監査人による監査 …………… (p.03) |
| ① 主要な業務の状況を示す指標 | 6. 報酬等に関する事項 …………… (p.12) |
| イ 業務粗利益及び業務粗利益率 …………… (p.06) | |
| ロ 資金運用収支、役員取引等収支及び その他業務収支 …………… (p.06) | |
| ハ 業務純益 …………… (p.06) | |
| ニ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘 …………… (p.06) | |
| ホ 受取利息及び支払利息の増減 …………… (p.07) | |
| ヘ 総資産経常利益率 …………… (p.07) | |
| ト 総資産当期純利益率 …………… (p.07) | |
| ② 預金に関する指標 | |
| イ 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高 …………… (p.07) | |
| ロ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高 …………… (p.07) | |
| ③ 貸出金等に関する指標 | |
| イ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高 …………… (p.07) | |
| ロ 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高 …………… (p.07) | |
| ハ 担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額 …………… (p.08) | |
| ニ 用途別の貸出金残高 …………… (p.08) | |
| ホ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合 …………… (p.08) | |
| ヘ 預貸率の期末値及び期中平均値 …………… (p.09) | |
| ④ 有価証券に関する指標 | |
| イ 商品有価証券の種類別の平均残高 …………… (p.10) | |
| ロ 有価証券の種類別の残存期間別の残高 …………… (p.10) | |
| ハ 有価証券の種類別の平均残高 …………… (p.10) | |
| ニ 預証率の期末値及び期中平均値 …………… (p.09) | |

■本編は当金庫ホームページよりご覧いただけます。



貸借対照表 資産の部

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和3年3月31日現在 | 令和4年3月31日現在 |
|--------------|-------------|-------------|
| 現金 | 5,461 | 7,040 |
| 預け金 | 110,727 | 109,025 |
| 買入手形 | — | — |
| コールローン | — | — |
| 買現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — |
| 買入金銭債権 | 22 | 14 |
| 金銭の信託 | — | — |
| 商品有価証券 | — | — |
| 商品国債 | — | — |
| 商品地方債 | — | — |
| 商品政府保証債 | — | — |
| その他の商品有価証券 | — | — |
| 有価証券 | 44,551 | 41,530 |
| 国債 | 18,598 | 19,821 |
| 地方債 | 4,655 | 4,449 |
| 短期社債 | — | — |
| 社債 | 2,574 | 2,543 |
| 株式 | 259 | 237 |
| その他の証券 | 18,463 | 14,478 |
| 貸出金 | 119,866 | 122,274 |
| 割引手形 | 551 | 551 |
| 手形貸付 | 12,010 | 11,169 |
| 証書貸付 | 103,157 | 106,225 |
| 当座貸越 | 4,146 | 4,328 |
| 外国為替 | — | — |
| 外国他店預け | — | — |
| 外国他店貸 | — | — |
| 買入外国為替 | — | — |
| 取立外国為替 | — | — |
| その他資産 | 1,243 | 1,482 |
| 未決済為替貸 | 43 | 45 |
| 信金中金出資金 | 991 | 991 |
| 前払費用 | — | — |
| 未収収益 | 158 | 163 |
| 先物取引差入証拠金 | — | — |
| 先物取引差金勘定 | — | — |
| 保管有価証券等 | — | — |
| 金融派生商品 | — | — |
| 金融商品等差入担保金 | — | — |
| リース投資資産 | — | — |
| その他の資産 | 49 | 282 |
| 有形固定資産 | 4,048 | 3,901 |
| 建物 | 1,008 | 920 |
| 土地 | 2,609 | 2,560 |
| リース資産 | 105 | 123 |
| 建設仮勘定 | 5 | — |
| その他の有形固定資産 | 320 | 297 |
| 無形固定資産 | 27 | 33 |
| ソフトウェア | 14 | 20 |
| のれん | — | — |
| リース資産 | — | — |
| その他の無形固定資産 | 13 | 13 |
| 前払年金費用 | — | 5 |
| 繰延税金資産 | 339 | 345 |
| 再評価に係る繰延税金資産 | — | — |
| 債務保証見返 | 126 | 112 |
| 貸倒引当金 | △1,153 | △675 |
| (うち個別貸倒引当金) | △1,060 | △564 |
| その他の引当金 | △0 | △0 |
| 合 計 | 285,260 | 285,092 |

貸借対照表 負債及び純資産の部

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和3年3月31日現在 | 令和4年3月31日現在 |
|--------------|-------------|-------------|
| 預金積金 | 278,361 | 278,793 |
| 当座預金 | 3,369 | 2,990 |
| 普通預金 | 158,777 | 165,288 |
| 貯蓄預金 | 291 | 282 |
| 通知預金 | 41 | 17 |
| 定期預金 | 111,818 | 106,461 |
| 定期積金 | 2,767 | 2,424 |
| その他の預金 | 1,295 | 1,328 |
| 譲渡性預金 | — | — |
| 借入金 | 1,644 | 1,335 |
| 借入金 | 1,644 | 1,335 |
| 当座借越 | — | — |
| 再割引手形 | — | — |
| 売渡手形 | — | — |
| コールマネー | — | — |
| 売現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引受入担保金 | — | — |
| コマーシャル・ペーパー | — | — |
| 外国為替 | — | — |
| 外国他店預り | — | — |
| 外国他店借 | — | — |
| 売渡外国為替 | — | — |
| 未払外国為替 | — | — |
| その他負債 | 698 | 706 |
| 未決済為替借 | 90 | 84 |
| 未払費用 | 119 | 118 |
| 給付補填備金 | 0 | 0 |
| 未払法人税等 | 6 | 6 |
| 前受収益 | 63 | 58 |
| 払戻未済金 | 1 | 2 |
| 払戻未済持分 | 0 | 1 |
| 職員預り金 | 0 | 0 |
| 先物取引受入証拠金 | — | — |
| 先物取引差金勘定 | — | — |
| 借入商品債券 | — | — |
| 借入有価証券 | — | — |
| 売付商品債券 | — | — |
| 売付債券 | — | — |
| 金融派生商品 | — | — |
| 金融商品等受入担保金 | — | — |
| リース債務 | 105 | 129 |
| 資産除去債務 | 7 | 7 |
| その他の負債 | 302 | 297 |
| 賞与引当金 | 74 | 81 |
| 役員賞与引当金 | — | — |
| 退職給付引当金 | 1 | — |
| 役員退職慰労引当金 | 180 | 189 |
| 偶発損失引当金 | 27 | 26 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 31 | 26 |
| 環境対策引当金 | 5 | — |
| 特別法上の引当金 | — | — |
| 金融商品取引責任準備金 | — | — |
| 繰延税金負債 | — | — |
| 再評価に係る繰延税金負債 | — | — |
| 債務保証 | 126 | 112 |
| 負債の部合計 | 281,151 | 281,271 |
| 出資金 | 1,555 | 1,553 |
| 普通出資金 | 1,555 | 1,553 |
| 優先出資金 | — | — |
| 優先出資金申込証拠金 | — | — |
| 資本剰余金 | — | — |
| 資本準備金 | — | — |
| その他資本剰余金 | — | — |
| 利益剰余金 | 3,184 | 3,287 |
| 利益準備金 | 618 | 652 |
| その他利益剰余金 | 2,565 | 2,634 |
| 特別積立金 | 2,191 | 2,481 |
| 当期末処分剰余金 | 374 | 153 |
| (又は当期末処理損失金) | — | — |
| 処分未済持分 | △0 | — |
| 自己優先出資 | — | — |
| 自己優先出資金申込証拠金 | — | — |
| 会員勘定合計 | 4,739 | 4,840 |
| その他有価証券評価差額金 | △629 | △1,020 |
| 繰延ヘッジ損益 | — | — |
| 土地再評価差額金 | — | — |
| 評価・換算差額等合計 | △629 | △1,020 |
| 純資産の部合計 | 4,109 | 3,820 |
| 合 計 | 285,260 | 285,092 |

損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 期別 | 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで |
|----------------|----|---------------------------|---------------------------|
| 経常収益 | | 3,275 | 3,082 |
| 資金運用収益 | | 2,500 | 2,759 |
| 貸出金利息 | | 2,128 | 2,187 |
| 預け金利息 | | 60 | 82 |
| 買入手形利息 | | — | — |
| コールローン利息 | | — | — |
| 買現先利息 | | — | — |
| 債券貸借取引受入利息 | | — | — |
| 有価証券利息配当金 | | 281 | 460 |
| 金利スワップ受入利息 | | — | — |
| その他の受入利息 | | 29 | 29 |
| 役員取引等収益 | | 303 | 266 |
| 受入為替手数料 | | 139 | 115 |
| その他の役員収益 | | 163 | 150 |
| その他業務収益 | | 38 | 41 |
| 外国為替売買益 | | — | — |
| 商品有価証券売買益 | | — | — |
| 国債等債券売却益 | | 14 | 9 |
| 国債等債券償還益 | | — | — |
| 金融派生商品収益 | | — | — |
| その他の業務収益 | | 23 | 32 |
| その他経常収益 | | 434 | 14 |
| 貸倒引当金戻入益 | | 258 | — |
| 償却債権取立益 | | 70 | 1 |
| 株式等売却益 | | 92 | 6 |
| 金銭の信託運用益 | | — | — |
| その他の経常収益 | | 12 | 6 |
| 経常費用 | | 2,863 | 2,922 |
| 資金調達費用 | | 51 | 35 |
| 預金利息 | | 45 | 30 |
| 給付補填備金繰入額 | | 0 | 0 |
| 譲渡性預金利息 | | — | — |
| 借入金利息 | | 5 | 4 |
| 売渡手形利息 | | — | — |
| コールマネー利息 | | — | — |
| 売現先利息 | | — | — |
| 債券貸借取引支払利息 | | — | — |
| コマースャル・ペーパー利息 | | — | — |
| 金利スワップ支払利息 | | — | — |
| その他の支払利息 | | 0 | 0 |
| 役員取引等費用 | | 409 | 407 |
| 支払為替手数料 | | 68 | 52 |
| その他の役員費用 | | 341 | 354 |
| その他業務費用 | | 99 | 84 |
| 外国為替売買損 | | — | — |
| 商品有価証券売買損 | | — | — |
| 国債等債券売却損 | | 73 | 84 |
| 国債等債券償還損 | | 4 | — |
| 国債等債券償却 | | — | — |
| 金融派生商品費用 | | — | — |
| その他の業務費用 | | 20 | 0 |
| 経費 | | 2,232 | 2,199 |
| 人件費 | | 1,376 | 1,417 |
| 物件費 | | 802 | 705 |
| 税金 | | 53 | 76 |
| その他経常費用 | | 71 | 195 |
| 貸倒引当金繰入額 | | — | 157 |
| 貸出金償却 | | 5 | 1 |
| 株式等売却損 | | 40 | 1 |
| 株式等償却 | | — | — |
| 金銭の信託運用損 | | — | — |
| その他資産償却 | | 3 | 4 |
| その他の経常費用 | | 20 | 30 |
| 経常利益 | | 412 | 160 |
| 特別利益 | | — | — |
| 固定資産処分益 | | — | — |
| 負のれん発生益 | | — | — |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | | — | — |
| その他の特別利益 | | — | — |
| 特別損失 | | 55 | 40 |
| 固定資産処分損 | | 19 | 28 |
| 減損損失 | | 36 | 8 |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | | — | — |
| その他の特別損失 | | — | 2 |
| 税引前当期純利益 | | 356 | 119 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 7 | 6 |
| 法人税等調整額 | | 8 | △5 |
| 法人税等合計 | | 16 | 0 |
| 当期純利益 | | 339 | 118 |
| 繰越金(当期首残高) | | 34 | 34 |
| ………積立金取崩額 | | — | — |
| 当期末処分剰余金 | | 374 | 153 |

剰余金処分計算書

(単位：円)

| 科目 | 期別 | 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで |
|----------------|----|---------------------------|---------------------------|
| 当期末処分剰余金 | | 374,513,250 | 153,635,071 |
| (△は当期末処理損失金) | | | |
| 繰越金 | | 34,676,699 | 34,964,599 |
| 当期純利益(△は当期純損失) | | 339,836,551 | 118,670,472 |
| 積立金取崩額 | | — | — |
| 特別積立金取崩額 | | — | — |
| 剰余金処分額 | | 339,548,651 | 123,535,174 |
| 利益準備金 | | 34,000,000 | 12,000,000 |
| 普通出資に対する配当金 | | 15,548,651 | 15,535,174 |
| (年1.0%) | | | (年1.0%) |
| 優先出資に対する配当金 | | — | — |
| 事業の利用分量に対する配当金 | | — | — |
| 特別積立金 | | 290,000,000 | 96,000,000 |
| 繰越金(当期末残高) | | 34,964,599 | 30,099,897 |

会計監査人による監査

令和4年6月21日開催の第73回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、栃木監査法人の監査を受けております。

確認書

確認書

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月21日

栃木信用金庫

理事長 伏木 昌人

第73回通常総代会の決議内容

令和4年6月21日開催の第73回通常総代会において、下記のとおり報告並びに決議事項が付議されました。なお、決議事項については、全て原案のとおり承認可決されております。

記

〈報告事項〉 第95期(令和3年4月1日から令和4年3月31日)
業務報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書の内容報告の件

〈決議事項〉
第1号議案 第95期(令和3年4月1日から令和4年3月31日)剰余金処分計算書案の承認の件

第2号議案 総代選任規程の一部改定の件

第3号議案 破綻先等債務者会員の除名の件

第4号議案 所在不明会員の除名の件

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 14年~47年
その他 4年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残存保証の取決めがあるものは当該残存保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は244百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金及び前払年金費用は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,732,930百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額 | △84,957百万円 |

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
令和3年3月31日現在 0.1829%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金35百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式となっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に案分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
【貸倒引当金】 675百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における算出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における算出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くものと仮定し、当該影響により予想される損失を備えるため、貸倒引当金の算出方法を一部変更しており、会計上の見積りの変更として7に記載しております。
なお、個別算出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
【繰延税金資産】 345百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額15百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額3,801百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、

貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付れを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

| | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 521百万円 |
| 危険債権額 | 1,419百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,382百万円 |
| 合計額 | 3,323百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本及び利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を付しておりますが、その額面金額は551百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|------------|-------------|
| 担保に供している資産 | 担保資産に対応する債務 |
| 有価証券 | 300百万円 |
| 借入金 | 1,335百万円 |
| 預け金 | 14,007百万円 |
- 出貸1日当たりの純資産額122円96銭
- 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、個別社与信管理、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資審査部、リスク管理部により行われ、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会規程及び市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等を定めており、ALM委員会での議論の結果を踏まえ、リスク管理委員会や理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会及びリスク管理委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、感応度分析や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会や常務会の監督の下、ALM委員会規程及び市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、経営企画室では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これら市場運用商品の多くは純投資目的で保有しているものであり、時価情報や信用情報をモニタリングし、ALM委員会及びリスク管理委員会、理事会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、上場株式、投資信託及び、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度の決算日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,715百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組 outputs 出資金は次表に示していません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------|----------|---------|-------|
| (1) 預け金 (*1) | 109,025 | 109,053 | 28 |
| (2) 有価証券 | 41,437 | 41,033 | △403 |
| 売買目的有価証券 | — | — | — |
| 満期保有目的の債券 | 7,995 | 7,591 | △403 |
| 其他有価証券 | 33,442 | 33,442 | — |
| (3) 貸出金 (*1) | 122,274 | — | — |
| 貸倒引当金 (*2) | △675 | — | — |
| | 121,599 | 126,773 | 5,173 |
| 金融資産計 | 272,062 | 276,860 | 4,798 |
| (1) 預金積金 (*1) | 278,793 | 278,812 | 18 |
| (2) 借入金 (*1) | 1,335 | 1,342 | 7 |
| 金融負債計 | 280,128 | 280,154 | 26 |
| デリバティブ取引 (*3) | — | — | — |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | — | — | — |
| デリバティブ取引計 | — | — | — |

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金は市場金利で割り引いた現在価値を時価に変わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 非上場株式 | 86 |
| 信金中金出資金 | 991 |
| その他の証券 | 6 |
| 合 計 | 1,083 |

(*1) 上記の非上場株式及び信金中金出資金、その他の証券については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|------------------|--------|---------|----------|--------|
| 預け金 | 7 | 15,000 | — | — |
| 有価証券 | 227 | 3,378 | 4,588 | 25,652 |
| 満期保有目的の債券 | — | — | 200 | 7,795 |
| 其他有価証券のうち満期があるもの | 227 | 3,378 | 4,388 | 17,857 |
| 貸出金(*) | 25,118 | 37,584 | 26,086 | 27,812 |
| 合 計 | 25,353 | 55,963 | 30,674 | 53,465 |

(*1) 貸出金のうち、期間の定めがないもの等は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------|--------|---------|----------|------|
| 預金積金(*) | 97,166 | 10,671 | 17 | 364 |
| 借入金 | 309 | 936 | 45 | 45 |
| 合 計 | 97,475 | 11,607 | 62 | 409 |

(*1) 預金積金のうち、要求払預金など期間の定めがないもの等は含めておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ございません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------------|-------|----------|-------|------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 1,000 | 1,015 | 14 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | 800 | 835 | 35 |
| | 小 計 | 1,800 | 1,850 | 49 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | 5,194 | 4,817 | △377 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | 1,000 | 924 | △75 |
| 小 計 | 6,194 | 5,741 | △453 | |
| 合 計 | | 7,995 | 7,591 | △403 |

その他有価証券

(単位:百万円)

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 償却原価 | 差 額 |
|----------------------|--------|----------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの | 株式 | 116 | 91 | 24 |
| | 債券 | 3,330 | 3,303 | 27 |
| | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | 1,689 | 1,670 | 19 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 1,640 | 1,632 | 7 |
| | その他 | 5,832 | 5,384 | 447 |
| | 小 計 | 9,278 | 8,779 | 499 |
| 貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの | 株式 | 34 | 36 | △2 |
| | 債券 | 17,289 | 17,965 | △676 |
| | 国債 | 13,626 | 14,215 | △588 |
| | 地方債 | 2,760 | 2,829 | △69 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 902 | 921 | △18 |
| | その他 | 6,840 | 7,681 | △840 |
| | 小 計 | 24,163 | 25,683 | △1,519 |
| 合 計 | 33,442 | 34,462 | △1,020 | |

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ございません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 株式 | 23 | — | 1 |
| 債券 | 2,786 | 9 | 33 |
| 国債 | 2,385 | 8 | 33 |
| 地方債 | 400 | 0 | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | — | — | — |
| その他 | 3,151 | 5 | 50 |
| 合 計 | 5,961 | 15 | 85 |

28. 減損処理を行った有価証券

該当ございません。

29. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

30. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

31. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ございません。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は22,460百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,457百万円あります。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

| 繰延税金資産 | 繰延税金負債 |
|-----------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金 | 前払年金費用 |
| 貸倒引当金 | 繰延税金負債合計 |
| 役員退職慰労引当金 | 繰延税金資産の純額 |
| 賞与引当金 | 345百万円 |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| その他 | |
| 繰延税金資産小計 | 2,147百万円 |
| 評価引当額 | △1,800百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 347百万円 |

34. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、ほかの資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 0百万円 契約負債 18百万円

35. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

36. 表示方法の変更

信用庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

37. 会計上の見積りの変更

貸倒引当金の見積りに関する破綻懸念先の貸倒引当率については、過去の貸倒実績を基礎とする貸倒実績率を採用しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による債務者の業績悪化を考慮して算定期間を変更しました。これにより、貸倒引当金が160百万円増加しております。

以上

損益計算書の注記

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口あたり当期純利益3円81銭

3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、ほかの収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、285百万円であります。

4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

5. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

| 区分 | 地域 | 種類 | 減損損失 | うち土地 | うち建物等 |
|------|------|---------|------|------|-------|
| 共用資産 | 宇都宮市 | 土地及び建物等 | 8 | 7 | 1 |
| 合計 | — | — | 8 | 7 | 1 |

(1) 減損損失を認識するに至った経緯

共用資産について、売却を予定していることから、正味売却価額まで減額しております。

(2) 回収可能価額の算定方法

土地については正味売却価額を使用し、正味売却価額は「売買価格」から、処分費用見込額を控除してあります。構築物については備忘価額としております。

以上

直近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益 | 3,058 | 3,291 | 3,062 | 3,275 | 3,082 |
| 経常利益(△は経常損失) | △459 | 88 | 85 | 412 | 160 |
| 当期純利益(△は当期純損失) | △531 | 57 | 62 | 339 | 118 |
| 出資総額 | 1,559 | 1,558 | 1,557 | 1,555 | 1,553 |
| 出資総口数 | 31百万口 | 31百万口 | 31百万口 | 31百万口 | 31百万口 |
| 純資産額 | 3,875 | 3,626 | 3,010 | 4,109 | 3,820 |
| 総資産額 | 278,132 | 272,699 | 272,734 | 285,260 | 285,092 |
| 預金積金残高 | 270,065 | 265,628 | 266,034 | 278,361 | 278,793 |
| 貸出金残高 | 99,841 | 102,480 | 108,531 | 119,866 | 122,274 |
| 有価証券残高 | 28,695 | 26,374 | 40,530 | 44,551 | 41,530 |
| 単体自己資本比率 | 5.72% | 5.63% | 5.28% | 5.67% | 5.61% |
| 出資に対する配当金(出資1口当たり) | 0.99円 | 0.99円 | 0.49円 | 0.49円 | 0.49円 |
| 役員数 | 9人 | 9人 | 9人 | 9人 | 8人 |
| うち常勤役員数 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 6人 |
| 職員数 | 251人 | 232人 | 206人 | 198人 | 199人 |
| 会員数 | 17,497人 | 17,382人 | 17,257人 | 17,159人 | 16,846人 |

業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|-------|
| 資金運用収支 | 2,448 | 2,724 |
| 資金運用収益 | 2,500 | 2,759 |
| 資金調達費用 | 51 | 35 |
| 役務取引等収支 | △106 | △140 |
| 役務取引等収益 | 303 | 266 |
| 役務取引等費用 | 409 | 407 |
| その他業務収支 | △60 | △43 |
| その他業務収益 | 38 | 41 |
| その他業務費用 | 99 | 84 |
| 業務粗利益 | 2,281 | 2,540 |
| 業務粗利益率 | 0.82% | 0.89% |

(注)1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(令和2年度一百万円、令和3年度一百万円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------------------|-------|-------|
| 業務純益 | 67 | 340 |
| 実質業務純益 | 67 | 357 |
| コア業務純益 | 130 | 432 |
| コア業務純益 (投資信託解約損益を除く) | 114 | 261 |

(注)1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

| | 平均残高 | | 利 息 | | 利 回 り | |
|--------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 資金運用勘定 | 275,596 | 283,413 | 2,500 | 2,759 | 0.90 | 0.97 |
| うち貸出金 | 114,314 | 120,751 | 2,128 | 2,187 | 1.86 | 1.81 |
| うち預け金 | 116,406 | 118,637 | 60 | 82 | 0.05 | 0.06 |
| うち有価証券 | 43,664 | 42,823 | 281 | 460 | 0.64 | 1.07 |
| 資金調達勘定 | 279,469 | 287,540 | 51 | 35 | 0.01 | 0.01 |
| うち預金積金 | 277,676 | 286,056 | 46 | 31 | 0.01 | 0.01 |
| うち借入金 | 1,792 | 1,483 | 5 | 4 | 0.29 | 0.29 |

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度143百万円、令和3年度154百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度一百万円、令和3年度一百万円)及び利息(令和2年度一百万円、令和3年度一百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

受取・支払い利息の増減

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|--------|---------|---------|-----|---------|---------|-----|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受取利息 | 67 | △15 | 52 | 76 | 183 | 259 |
| うち貸出金 | 206 | △140 | 66 | 116 | △57 | 58 |
| うち預け金 | △7 | △20 | △27 | 1 | 20 | 21 |
| うち有価証券 | 71 | △56 | 14 | △9 | 187 | 178 |
| 支払利息 | 1 | △18 | △17 | 0 | △16 | △15 |
| うち預金積金 | 1 | △17 | △16 | 0 | △15 | △14 |
| うち借入金 | △0 | △0 | △0 | △0 | △0 | △0 |

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めております。

利鞘

(単位：%)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|-------|
| 資金運用利回 | 0.90 | 0.97 |
| 資金調達原価率 | 0.81 | 0.77 |
| 総資金利鞘 | 0.09 | 0.20 |

(注)預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

利益率

(単位：%)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------|-------|-------|
| 総資産経常利益率(又は損失率) | 0.14 | 0.05 |
| 総資産当期純利益率(又は損失率) | 0.11 | 0.04 |

(注)総資産経常(当期)利益率(又は損失率)＝
経常(当期)利益(又は損失)／総資産(除く債務保証見返)平均残高×100

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------|---------|---------|
| 流動性預金 | 160,274 | 173,405 |
| うち有利息預金 | 133,456 | 147,754 |
| 定期性預金 | 116,577 | 111,741 |
| うち固定金利定期預金 | 113,385 | 109,134 |
| うち変動金利定期預金 | 20 | 18 |
| その他 | 824 | 910 |
| 計 | 277,676 | 286,056 |
| 譲渡性預金 | — | — |
| 合計 | 277,676 | 286,056 |

(注)1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|---------|---------|
| 定期預金 | 111,818 | 106,461 |
| 固定金利定期預金 | 111,800 | 106,443 |
| 変動金利定期預金 | 18 | 18 |
| その他 | — | — |

貸出金平均残高

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|---------|---------|
| 手形貸付 | 13,568 | 11,218 |
| 証書貸付 | 96,004 | 105,398 |
| 当座貸越 | 4,169 | 3,559 |
| 割引手形 | 572 | 576 |
| 合計 | 114,314 | 120,751 |

貸出金残高

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|---------|---------|
| 貸出金 | 119,866 | 122,274 |
| うち変動金利 | 53,853 | 56,474 |
| うち固定金利 | 66,012 | 65,800 |

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|---------|---------|
| 当金庫預金積金 | 919 | 874 |
| 有価証券 | 13 | 9 |
| 動 産 | 6 | 6 |
| 不動産 | 21,465 | 23,114 |
| その他 | — | — |
| 計 | 22,404 | 24,004 |
| 信用保証協会・信用保険 | 34,740 | 36,043 |
| 保 証 | 15,432 | 15,284 |
| 信 用 | 47,288 | 46,941 |
| 合 計 | 119,866 | 122,274 |

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|-------|-------|
| 当金庫預金積金 | 4 | — |
| 有価証券 | — | — |
| 動 産 | — | — |
| 不動産 | 3 | 6 |
| その他 | — | — |
| 計 | 8 | 6 |
| 信用保証協会・信用保険 | — | — |
| 保 証 | 39 | 30 |
| 信 用 | 78 | 75 |
| 合 計 | 126 | 112 |

貸出金の使途別残高

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|------|---------|--------|---------|--------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 設備資金 | 49,668 | 41.4% | 52,619 | 43.0% |
| 運転資金 | 70,197 | 58.5% | 69,654 | 56.9% |
| 合 計 | 119,866 | 100.0% | 122,274 | 100.0% |

貸出金の業種別内訳

(単位：先数、百万円)

| 業種区分 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|-----------------|-------|---------|--------|-------|---------|--------|
| | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 製造業 | 349 | 9,645 | 8.0% | 331 | 8,813 | 7.2% |
| 農業、林業 | 32 | 271 | 0.2% | 35 | 311 | 0.2% |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 3 | 1,303 | 1.0% | 3 | 1,246 | 1.0% |
| 建設業 | 599 | 10,723 | 8.9% | 613 | 11,042 | 9.0% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 13 | 1,533 | 1.2% | 17 | 1,779 | 1.4% |
| 情報通信業 | 10 | 206 | 0.1% | 12 | 270 | 0.2% |
| 運輸業、郵便業 | 83 | 3,323 | 2.7% | 78 | 3,394 | 2.7% |
| 卸売業、小売業 | 485 | 10,826 | 9.0% | 473 | 11,189 | 9.1% |
| 金融業、保険業 | 19 | 4,954 | 4.1% | 24 | 4,878 | 3.9% |
| 不動産業 | 251 | 18,845 | 15.7% | 271 | 21,301 | 17.4% |
| 物品賃貸業 | 10 | 250 | 0.2% | 9 | 222 | 0.1% |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 26 | 457 | 0.3% | 33 | 538 | 0.4% |
| 宿泊業 | 9 | 1,523 | 1.2% | 10 | 1,517 | 1.2% |
| 飲食業 | 262 | 1,872 | 1.5% | 280 | 2,011 | 1.6% |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 116 | 1,168 | 0.9% | 122 | 1,251 | 1.0% |
| 教育、学習支援業 | 24 | 664 | 0.5% | 24 | 612 | 0.5% |
| 医療・福祉 | 101 | 6,838 | 5.7% | 103 | 6,818 | 5.5% |
| その他のサービス | 296 | 9,633 | 8.0% | 293 | 8,656 | 7.0% |
| 国・地方公共団体等 | 6 | 7,347 | 6.1% | 6 | 7,055 | 5.7% |
| 個 人 | 6,885 | 28,475 | 23.7% | 6,654 | 29,362 | 24.0% |
| 合 計 | 9,579 | 119,866 | 100.0% | 9,391 | 122,274 | 100.0% |

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率・預証率

(単位：百万円)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|------|--------|--------|
| 預貸率 | 期末 | 43.06% | 43.85% |
| | 期中平均 | 41.16% | 42.21% |
| 預証率 | 期末 | 16.00% | 14.89% |
| | 期中平均 | 15.72% | 14.97% |

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------------------------|-------------|---------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | | 1,182 | 521 |
| 危険債権 | | 1,306 | 1,419 |
| 要管理債権 | | 1,532 | 1,382 |
| | 三月以上延滞債権 | — | — |
| | 貸出条件緩和債権 | 1,532 | 1,382 |
| 小 計 (A) | | 4,022 | 3,323 |
| 保全額 (B) | | 3,099 | 2,571 |
| | 個別貸倒引当金 (C) | 1,060 | 564 |
| | 一般貸倒引当金 (D) | 29 | 65 |
| | 担保・保証等 (E) | 2,010 | 1,942 |
| 保全率 (B) / (A) (%) | | 77.05% | 77.36% |
| 引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%) | | 54.12% | 45.54% |
| 正常債権 (F) | | 116,061 | 119,155 |
| 総与信残高 (A) + (F) | | 120,083 | 122,479 |

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸付借契約によるものに限る。)です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 令和2年度 | 271 | 92 | — | 271 | 92 |
| | 令和3年度 | 92 | 110 | — | 92 | 110 |
| 個別貸倒引当金 | 令和2年度 | 1,281 | 1,060 | 141 | 1,140 | 1,060 |
| | 令和3年度 | 1,060 | 564 | 635 | 425 | 564 |
| 合 計 | 令和2年度 | 1,553 | 1,153 | 141 | 1,411 | 1,153 |
| | 令和3年度 | 1,153 | 675 | 635 | 517 | 675 |

貸出金償却の額

(単位：百万円)

| | |
|-------|---|
| 令和2年度 | 5 |
| 令和3年度 | 1 |

有価証券に関する指標

1.商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

2.有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

| | | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合計 |
|--------|--------|------|---------|---------|---------|----------|--------|------------|--------|
| 令和2年度 | 国債 | — | — | — | — | — | 18,598 | — | 18,598 |
| | 地方債 | 100 | 203 | 1,023 | 201 | 705 | 2,420 | — | 4,655 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | 209 | 19 | 1,550 | 795 | — | 2,574 |
| | 株式 | — | — | — | — | — | — | 259 | 259 |
| | 外国証券 | — | 470 | 4,996 | 995 | 1,018 | 2,396 | 2,051 | 11,928 |
| | その他の証券 | — | 887 | 1,244 | 181 | 1,749 | 93 | 2,379 | 6,534 |
| 令和3年度 | 国債 | — | — | — | — | — | 19,821 | — | 19,821 |
| | 地方債 | 100 | 202 | 809 | 200 | 375 | 2,760 | — | 4,449 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | 108 | 119 | 549 | 977 | 788 | — | 2,543 |
| | 株式 | — | — | — | — | — | — | 237 | 237 |
| | 外国証券 | — | 1,097 | 1,461 | 1,742 | 814 | 1,600 | 2,439 | 9,156 |
| その他の証券 | 265 | 425 | 605 | 424 | 1,679 | 87 | 1,833 | 5,321 | |

3.有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位：百万円)

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 期末残高 | 平均残高 | 期末残高 | 平均残高 |
| 国債 | 18,598 | 16,722 | 19,821 | 18,755 |
| 地方債 | 4,655 | 5,388 | 4,449 | 4,603 |
| 短期社債 | — | — | — | — |
| 社債 | 2,574 | 2,858 | 2,543 | 2,570 |
| 株式 | 259 | 450 | 237 | 218 |
| 外国証券 | 11,928 | 11,023 | 9,156 | 10,652 |
| その他証券 | 6,534 | 7,222 | 5,321 | 6,023 |
| 合計 | 44,551 | 43,664 | 41,530 | 42,823 |

有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券

該当ございません。

2.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 種類 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|--------------------------------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの | 国債 | 1,001 | 1,036 | 35 | 1,000 | 1,015 | 14 |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | — | — | — |
| | その他 | 1,300 | 1,361 | 61 | 800 | 835 | 35 |
| | 小計 | 2,301 | 2,398 | 97 | 1,800 | 1,850 | 49 |
| 時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの | 国債 | 5,205 | 4,930 | △275 | 5,194 | 4,817 | △377 |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | — | — | — |
| | その他 | 500 | 472 | △27 | 1,000 | 924 | △75 |
| 小計 | 5,705 | 5,402 | △303 | 6,194 | 5,741 | △453 | |
| 合計 | 8,006 | 7,800 | △206 | 7,995 | 7,591 | △403 | |

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記「その他」は、外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----------------------------------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 償却原価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 償却原価 | 差 額 |
| 貸借対照表 計上額が 償却原価を 超えるもの | 株式 | 113 | 91 | 21 | 116 | 91 | 24 |
| | 債券 | 5,030 | 4,974 | 55 | 3,330 | 3,303 | 27 |
| | 国債 | 995 | 990 | 5 | — | — | — |
| | 地方債 | 2,266 | 2,232 | 34 | 1,689 | 1,670 | 19 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 1,768 | 1,751 | 16 | 1,640 | 1,632 | 7 |
| | その他 | 7,780 | 7,242 | 538 | 5,832 | 5,384 | 447 |
| 小 計 | 12,924 | 12,308 | 616 | 9,278 | 8,779 | 499 | |
| 貸借対照表 計上額が 償却原価を 超えないもの | 株式 | 57 | 59 | △2 | 34 | 36 | △2 |
| | 債券 | 14,591 | 14,917 | △325 | 17,289 | 17,965 | △676 |
| | 国債 | 11,396 | 11,677 | △280 | 13,626 | 14,215 | △588 |
| | 地方債 | 2,388 | 2,421 | △32 | 2,760 | 2,829 | △69 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 806 | 818 | △11 | 902 | 921 | △18 |
| | その他 | 8,876 | 9,794 | △918 | 6,840 | 7,681 | △840 |
| 小 計 | 23,525 | 24,771 | △1,245 | 24,163 | 25,683 | △1,519 | |
| 合 計 | 36,450 | 37,079 | △629 | 33,442 | 34,462 | △1,020 | |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------------------|-------|-------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・子会社株式 | — | — |
| 非上場株式 | 88 | 86 |
| その他の証券 | 6 | 6 |

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3. その他の金銭の信託

該当ございません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ございません。

2. 通貨関連取引

該当ございません。

3. 株式関連取引

該当ございません。

4. 債券関連取引

該当ございません。

5. 商品関連取引

該当ございません。

6. クレジットデリバティブ取引

該当ございません。

報酬等に関する事項

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

| 区 分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 102 |

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」85百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

単体における自己資本の充実に関する開示

1. 自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

単体自己資本比率

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|--------|--------|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 4,723 | 4,825 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 1,555 | 1,553 |
| うち、利益剰余金の額 | 3,184 | 3,287 |
| うち、外部流出予定額(△) | 15 | 15 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △0 | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 92 | 110 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 92 | 110 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | 4,816 | 4,935 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 19 | 24 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 19 | 24 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | 28 |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | 4 |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | 32 | 15 |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額(ロ) | 51 | 73 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ) | 4,764 | 4,862 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 78,798 | 81,240 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △720 | △720 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △720 | △720 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 5,102 | 5,304 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額(ニ) | 83,901 | 86,544 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率((ハ)/(ニ)) | 5.67% | 5.61% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.自己資本の充実度に関する事項

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 78,798 | 3,151 | 81,240 | 3,249 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 76,381 | 3,055 | 78,529 | 3,141 |
| 現金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | 20 | 0 | 20 | 0 |
| 地方三公社向け | — | — | — | — |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 4,162 | 166 | 4,697 | 187 |
| 法人等向け | 26,589 | 1,063 | 27,314 | 1,092 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 19,412 | 776 | 19,692 | 787 |
| 抵当権付住宅ローン | 5,185 | 207 | 5,052 | 202 |
| 不動産取得等事業向け | 9,904 | 396 | 9,452 | 378 |
| 三月以上延滞等 | 316 | 12 | 267 | 10 |
| 取立未済手形 | 8 | 0 | 9 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 771 | 30 | 743 | 29 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | 0 | 0 |
| 出資等 | 188 | 7 | 168 | 6 |
| 出資等のエクスポージャー | 188 | 7 | 168 | 6 |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外 | 9,821 | 392 | 11,111 | 444 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 1,200 | 48 | 1,200 | 48 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 1,678 | 67 | 1,707 | 68 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | 868 | 34 | 819 | 32 |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクスポージャー | 6,073 | 242 | 7,384 | 295 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — |
| STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 非STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 再証券化 | — | — | — | — |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 3,136 | 125 | 3,430 | 137 |
| ルック・スルー方式 | 3,136 | 125 | 3,430 | 137 |
| マンドート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式(1250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| ⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △720 | △28 | △720 | △28 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | — | — | — | — |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 5,102 | 204 | 5,304 | 212 |
| ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ) | 83,901 | 3,356 | 86,544 | 3,461 |

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」、「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念手続等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では信用格付制度を導入しております。また、信用リスクの計量化に対するインフラ整備を進めております。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定事務取扱規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- S&P グローバル・レーティング(S&P)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

| 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | | |
|----------------------|---|---------|---------|---------|--------|--------|----------|-------|--------------------|-------|
| | 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引 | | | | 債券 | | デリバティブ取引 | | 三月以上延滞 エクスポージャー | |
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 国内 | 268,139 | 271,831 | 120,092 | 122,484 | 26,121 | 27,488 | — | — | 903 | 463 |
| 国外 | 9,744 | 6,406 | — | — | 9,744 | 6,406 | — | — | — | — |
| 地域別合計 | 277,884 | 278,238 | 120,092 | 122,484 | 35,866 | 33,895 | — | — | 903 | 463 |
| 製造業 | 9,792 | 8,925 | 9,736 | 8,893 | — | — | — | — | 494 | 107 |
| 農業、林業 | 309 | 342 | 309 | 342 | — | — | — | — | 5 | 4 |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 1,304 | 1,247 | 1,303 | 1,246 | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 11,330 | 11,733 | 11,330 | 11,733 | — | — | — | — | 165 | 156 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,568 | 1,779 | 1,568 | 1,779 | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | 245 | 302 | 215 | 272 | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 3,470 | 3,470 | 3,433 | 3,434 | — | — | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 11,156 | 11,582 | 11,130 | 11,555 | — | — | — | — | 35 | 43 |
| 金融業、保険業 | 118,344 | 116,594 | 4,972 | 4,902 | 1,602 | 1,602 | — | — | — | — |
| 不動産業 | 19,056 | 21,513 | 19,056 | 21,513 | — | — | — | — | 79 | 69 |
| 物品賃貸業 | 255 | 222 | 255 | 222 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 479 | 564 | 479 | 564 | — | — | — | — | — | — |
| 宿泊業 | 1,523 | 1,518 | 1,523 | 1,518 | — | — | — | — | — | — |
| 飲食業 | 2,114 | 2,234 | 2,114 | 2,234 | — | — | — | — | 3 | 0 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,397 | 1,458 | 1,397 | 1,458 | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | 675 | 623 | 675 | 623 | — | — | — | — | — | — |
| 医療・福祉 | 7,299 | 7,230 | 7,299 | 7,230 | — | — | — | — | — | — |
| その他のサービス | 9,980 | 8,993 | 9,973 | 8,986 | — | — | — | — | 36 | 35 |
| 国・地方公共団体等 | 36,462 | 37,903 | 7,359 | 7,063 | 29,078 | 30,591 | — | — | — | — |
| 個人 | 25,943 | 26,893 | 25,943 | 26,893 | — | — | — | — | 83 | 47 |
| その他 | 15,174 | 13,104 | 16 | 15 | 5,185 | 1,700 | — | — | — | — |
| 業種別合計 | 277,884 | 278,238 | 120,092 | 122,484 | 35,866 | 33,895 | — | — | 903 | 463 |
| 1年以下 | 25,836 | 20,310 | 20,653 | 19,908 | 100 | 100 | — | — | — | — |
| 1年超3年以下 | 17,427 | 22,247 | 6,794 | 5,963 | 624 | 1,268 | — | — | — | — |
| 3年超5年以下 | 16,666 | 12,590 | 10,463 | 10,282 | 6,179 | 2,293 | — | — | — | — |
| 5年超7年以下 | 12,039 | 12,200 | 10,047 | 9,771 | 1,991 | 2,428 | — | — | — | — |
| 7年超10年以下 | 26,024 | 24,848 | 22,808 | 22,712 | 3,216 | 2,135 | — | — | — | — |
| 10年超 | 72,778 | 79,236 | 49,023 | 53,568 | 23,754 | 25,668 | — | — | — | — |
| 期間の定めのないもの | 107,112 | 106,805 | 300 | 277 | — | — | — | — | — | — |
| 残存期間別合計 | 277,884 | 278,238 | 120,092 | 122,484 | 35,866 | 33,895 | — | — | — | — |

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することおよび業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P10の「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」と同様です。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|---------------------|---------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | |
| | | | | | 目的使用 | | その他 | | | | | |
| | 2年度 | 3年度 | 2年度 | 3年度 | 2年度 | 3年度 | 2年度 | 3年度 | 2年度 | 3年度 | 2年度 | 3年度 |
| 製造業 | 482 | 464 | 2 | 77 | 9 | 420 | 10 | 6 | 464 | 115 | 5 | 0 |
| 農業、林業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、 砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 39 | 29 | 2 | 47 | 1 | 4 | 11 | 0 | 29 | 71 | 0 | 1 |
| 電気・ガス・ 熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 3 | — | — | — | 3 | — | — | — | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 332 | 232 | — | 25 | 6 | — | 94 | 1 | 232 | 255 | — | — |
| 金融業、保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 36 | 29 | 1 | 8 | — | — | 8 | — | 29 | 38 | — | 0 |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・ 技術サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 宿泊業 | 138 | 203 | 65 | — | — | 194 | — | 9 | 203 | — | — | — |
| 飲食業 | 5 | — | — | 17 | 4 | — | 0 | — | — | 17 | — | — |
| 生活関連サービ ス業、娯楽業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 医療・福祉 | 84 | 58 | — | 2 | — | — | 26 | — | 58 | 60 | — | — |
| その他のサービス | 6 | 3 | — | 0 | 2 | — | 0 | — | 3 | 3 | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 151 | 39 | 3 | — | 113 | 16 | 1 | 20 | 39 | 3 | — | — |
| 合計 | 1,281 | 1,060 | 74 | 178 | 141 | 635 | 153 | 38 | 1,060 | 564 | 5 | 1 |

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定めるリスク・ ウェイト区分 (%) | エクスポージャーの額 | | | |
|--------------------------|------------|---------|--------|---------|
| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
| | 格付有り | 格付無し | 格付有り | 格付無し |
| 0% | 3,437 | 151,996 | 3,103 | 151,265 |
| 10% | — | 7,916 | — | 7,630 |
| 20% | 24,219 | 44 | 23,893 | 46 |
| 35% | — | 14,859 | — | 14,490 |
| 50% | 9,374 | 708 | 10,341 | 268 |
| 75% | — | 20,050 | — | 19,988 |
| 100% | — | 44,340 | — | 46,288 |
| 150% | — | 114 | — | 107 |
| 200% | — | — | — | — |
| 250% | — | 819 | — | 815 |
| 1,250% | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 合計 | 37,032 | 240,852 | 37,339 | 240,899 |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

当金庫は、リスク管理の観点から、信用リスクを軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明と理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては「融資事務取扱規程」等により適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める規定等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| 信用リスク削減手法 ポートフォリオ | 適格金融資産担保 | | 保 証 | | クレジット・デリバティブ | |
|-------------------------|----------|-------|--------|--------|--------------|-------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 6,988 | 3,893 | 12,429 | 12,898 | — | — |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は投資家であります。当該投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、リスク管理部において、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて、ALM委員会に諮り適切なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理をしております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&P グローバル・レーティング (S&P)

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ございません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

該当ございません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

該当ございません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません。

7. オペレーショナルリスクに関する事項

当金庫では、オペレーショナルリスクを「事務処理態勢の整備やシステムの稼働および法務チェックなどが適切に運用されていないこと、または自然災害や事務センターが運営するシステムの障害により、当金庫が経営上直面するリスク」と捉え、「オペレーショナルリスク管理規程」においてリスク管理の基本方針や管理態勢などを定めております。

また、当金庫は、オペレーショナルリスク相当額の算出には「基礎的手法」を採用しております。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

上場株式等に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に心がけております。

なお、取引に当たっては当金庫が定める「資金運用規程」「有価証券等運用方針書」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----------|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上 場 株 式 等 | 147 | 147 | 150 | 150 |
| 非上場株式等 | 1,111 | 1,111 | 1,086 | 1,086 |
| 合 計 | 1,259 | 1,259 | 1,236 | 1,236 |

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-------|-------|
| 売 却 益 | 92 | 6 |
| 売 却 損 | 40 | 1 |
| 償 却 | — | — |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|-------|
| 評 価 損 益 | 19 | 22 |

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------------------------|-------|-------|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー | 9,117 | 8,481 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー | — | — |
| フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー | — | — |

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。

金利リスクは、全ての金利感応資産・負債を対象として管理しております。通貨については、当金庫の重要な金利リスクを有する日本円及び米ドルを管理対象としております。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である Δ EVE及び期間損益変化の指標である Δ NIIを複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、リスク管理部が月次でALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年となっております。
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年となっております。
- (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值のみを単純合算しております。
- (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- (g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。
- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEについては主に有価証券の減少等により金利リスクが減少しました。
 Δ NIIについては主に定期性預金の変化等により金利リスクが増加しました。
- (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト(金利リスク(Δ EVE)/自己資本の額)の結果は98.754%となっております。

B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が自己資本等に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、リスク管理部がALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1：金利リスク | | | | | |
|---------------|-----------|--------------|--------|--------------|--------|
| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
| | | Δ EVE | | Δ NII | |
| | | 令和3年度末 | 令和2年度末 | 令和3年度末 | 令和2年度末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 4,801 | 4,870 | 117 | 106 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 4,290 | 4,223 | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 4,801 | 4,870 | 117 | 106 |
| | | ホ | | ヘ | |
| | | 令和3年度末 | | 令和2年度末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 4,862 | | 4,764 | |

2022

TOCHIGI SHINKIN ANNUAL REPORT



■ 店舗一覧

| | | |
|------------------|---------------------------|--------------|
| 本店営業部 | 〒328-0015 栃木市万町9番28号 | 0282(23)7111 |
| 駅前支店 | 〒328-0043 栃木市境町21番22号 | 0282(23)7575 |
| 東支店 | 〒328-0027 栃木市今泉町2丁目8番33号 | 0282(27)7811 |
| 栃木ローンセンター (東支店内) | | 0282(21)8151 |
| 大平町支店 | 〒329-4404 栃木市大平町富田1482番地5 | 0282(43)2540 |
| 藤岡支店 | 〒323-1104 栃木市藤岡町藤岡1172番地 | 0282(62)4111 |
| 都賀支店 | 〒328-0111 栃木市都賀町家中2332番地9 | 0282(27)1711 |
| 岩舟支店 | 〒329-4307 栃木市岩舟町静1156番地1 | 0282(55)2320 |
| 思川支店 | 〒323-0041 小山市大字大行寺974番地10 | 0285(25)1111 |
| おもちゃのまち支店 | 〒321-0205 下都賀郡壬生町若草町1番31号 | 0282(86)1711 |
| 佐野南支店 | 〒327-0827 佐野市北茂呂町1番地11 | 0283(20)5222 |
| 宇都宮営業部 | 〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番4号 | 028(633)2111 |
| 桜通り支店 | 〒320-0043 宇都宮市桜2丁目7番16号 | 028(625)4131 |
| 滝谷町支店 | 〒320-0847 宇都宮市滝谷町13番13号 | 028(634)1272 |
| 江曾島支店 | 〒321-0162 宇都宮市大和1丁目8番24号 | 028(658)8808 |
| 雀宮支店 | 〒321-0134 宇都宮市高砂町1番9号 | 028(653)1611 |

令和4年6月末現在



栃木信用金庫

〒328-0015 栃木県栃木市万町9番28号

Phone.0282-23-7117

<http://www.shinkin.co.jp/tochigi>

発行：令和4年7月 栃木信用金庫 総務人事部

